

日本の野生生物犯罪に対する法執行 2003-2008



特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金 (JTEF)

坂元雅行:著

特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金(JTEF) 事務局長理事 / 弁護士

発行日:2010年9月

発行:特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金



特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-4末広ビル5階

Tel:03-3595-8088 Fax:03-3595-8090

E-mail: hogokikin@jtef.jp URL:http://www.jtef.jp

©2010 坂元雅行/トラ・ゾウ保護基金(JTEF)

この発行物のいかなる部分も許可なく複製、転載することを禁じます。

目次

緒言

謝辞

序章

第1章 税関による法執行

第2章 捜査機関および司法機関による法執行

第3章 輸入が差止められ、任意放棄された生きた動物の取扱い

第4章 違法取引事例にみる法執行上・立法上の課題と解決策

資料 日本による CITES の対象となっている種の許可取引

JTEF トラ・ゾウ保護基金について

緒言

野生生物犯罪は、世界の野生動植物種を、国内法あるいは国際法に違反して捕獲し、取引しあるいは所持する行為である（国際刑事警察機構 野生生物犯罪作業部会による定義）。

野生生物は人類存続の基盤である生物多様性の構成要素であり、種の絶滅はその喪失を意味する。一方、野生生物製品は、銃、薬物と共にブラックマーケットの3大商品といわれ、国際シンジケートの資金源ともなっている。そこで、野生生物犯罪” Wildlife Crime” という犯罪類型を認識して、国際刑事警察機構などを中心に対策が講じられるようになった。

野生生物犯罪がもたらす被害は、長期的に見れば甚大というべきであるが、個々の犯罪の直接の犠牲者は人間ではなく野生生物である。そのためか、各国政府や世論の強い関心を集めにくいという面ももっている。その結果、人々の関心が払われにくく、意識されたときには種の絶滅を目前に迫っているということになりかねない。

日本は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」の規制に基づいて許可された輸入について、種ごとの輸入国トップ3のリストに頻繁に登場する国の一つである（資料参照）。しかし、この許可取引の背後に潜む違法取引の実態を詳細に検討した研究例はほとんど存在しない。JTEFは、入手可能な行政文書、報道記事、公判の傍聴メモを収集整理し、データベース化するプロジェクト“JUSTICE”を行なってきた。本報告は、このデータに基づき、日本における違法な野生生物取引の全体像とそれに対する法執行の実態を明らかにすることを試みる。さらに、野生生物犯罪に対する法執行上の課題についても考える。

2010年は「国際生物多様性年」である。10月には名古屋で「生物の多様性に関する条約」の第10回締約国会議が開催され、これまでの生物多様性条約2010年目標の達成状況が評価され、2020年を具体的な目標年次とする「ポスト2010年目標（新戦略計画）」が討議されることとなっている。そこでは絶滅危惧種の絶滅が防止され、さらにその保全状況が改善されることが目標に加えられることが期待されている。

地球規模の野生生物犯罪は生物多様性喪失の一因をなす。有数の野生生物消費国である日本がその防止に向けた国際的責任を果たす上で、この報告書が小さな一助となることを願う。

謝辞

ボランティアの臺信菜穂子さんには、“JUSTICE”プロジェクト発足以来、データベース構築のための各種データ整理に尽力いただいた。本報告書作成にあたっては、個別項目の検討のためのデータ整理（第1章1.2、第3章等）をお願いし、データの解釈についても貴重な助言をいただいた。

本報告書の個別項目検討のためのデータ整理（第1章1.1、第2章）はJTEF事務局スタッフ、特に益本伊津子さんに尽力いただいた。

“JUSTICE”プロジェクトは、当基金がNPO法人野生生物保全論研究会(JWCS)の1プロジェクトであった時期から構想し始め、データ収集を開始していたが、当時のJWCSスタッフ、ボランティアの皆さんがこれに当られた。

野生生物犯罪と法執行に関するデータベースを構築することについては、当時国連大学研究員（現：トウェンテ大学）であるレミ・チャンドランさんとのディスカッションの中で生まれた構想である。チャンドランさんからは、“JUSTICE”データベースの構築に向けて、様々な助言をいただいた。

皆さんに深く感謝申し上げます。

序章

0.1 本報告書の構成

0.1.1 第1章

ワシントン条約の履行に関連する法執行のうち日本の税関が所管する部分、すなわち関税法に基づいて税関が行う輸入差止および犯則事件処分の実態について検討する（法執行の手續と根拠となる法律については「3 日本におけるワシントン条約履行のための法制度と法執行の概説」を参照）。

0.1.2 第2章

捜査機関および司法機関がになう部分、すなわちワシントン条約に関連する犯罪（密輸および国内取引規制違反）に対する捜査、公訴提起、有罪判決の実態について検討する。

0.1.3 第3章

税関で輸入が差止められ、任意放棄された生きた動物は、その後緊急保護施設へ収容され、その後移送業者を経て動物園・水族館へ移送される。その経過における動物の生存・死亡の実態について検討する。

0.1.4 第4章

個々の事例検討の中から、各法執行段階における課題、さらに法執行に影響を与える立法上の課題を抽出し、その解決策を考える。

0.2 本報告書における検討に用いた資料

0.2.1 第1章 1.1 輸入差止

【検討の対象】

2003年から2008年の間のすべての輸入差止事例

【主に用いた資料】

・輸入差止実績

輸入差止め状況は各税関によって共通のフォーマット上に記録され、財務省関税局に報告される。関税局はこれを暦年毎に「輸入差止実績」としてとりまとめている。

資料の入手は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基

づく開示請求による。

なお、最近の輸入差止実績は、税関のウェブサイトにおいても公表されている。

<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/washington/washington.htm>

0.2.2 第1章 1.2 犯則事件の処分

【検討の対象】

2003年から2008年の間のすべての犯則事件処分事例

輸入差止事例の中で、犯則事件調査が行われるのはごく一部であり、現実に犯則事件の処分が行われるのはさらにその一部である。

他方、犯則事件にかかわる貨物の多くは輸入が差止められているが、すべてがそうではない。一部の密輸貨物は水際を突破し、警察による種の保存法違反等（国内取引規制違反）の捜査過程で、関税法違反が発覚、税関が後追的に犯則処分を行う事例もある。

検討項目の性質に応じ、輸入差止が行われている犯則事件のみを検討対象とした場合（1.2.2～1.2.5）と、輸入差止が行われていない事例も含むすべての犯則事件を検討対象とした場合（1.2.6～1.2.12）がある。

【主に用いた資料】

・犯則処分表

犯則事件処分の状況は各税関によって共通のフォーマット上に記録され、財務省関税局に報告される。関税局はこれを暦年毎に「犯則処分表」としてとりまとめている。

資料の入手は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づく開示請求による。

・輸入差止実績

0.2.3 第2章 2.1 捜査機関による捜査

【検討の対象】

2003年から2008年の間の、捜査が行われたことが把握された事例。ただし、対象事例には、税関から検察官に告発が行なわれた事例も含めた。対象事例の範囲は新聞報道された事例とし、各事例における被疑者の範囲はそこで被疑者として扱われている者とした。

【主に用いた資料】

・新聞記事

朝日新聞、毎日新聞、読売新聞の記事。資料の入手は、各社の新聞記事データベースを利用した。なお、共同通信等他紙の記事も必要に応じて参照した。

・公判傍聴記録

新聞記事によって把握された事例のうち公判請求されたものについては、公判の傍聴を行い、訴訟当事者の主張、書証の要旨、証人尋問・被告人質問、求刑、判決等の内容を傍聴メモとして記録した。

- ・事件申報

道府県警察本部から警察庁に対してワシントン条約ないし種の保存法関連事件について報告がなされたもの。

資料の入手は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づく開示請求による。

0.2.4 第2章 2.2 司法機関による刑事処分

【検討の対象】

第2章 2.1 (0.2.3) と同様である。

【主に用いた資料】

第2章 2.1 (0.2.3) と同様である。

0.2.5 第3章 輸入が差止められ、任意放棄された生きた動物の取扱い

【検討の対象】

2003年から2008年の間に輸入が差止められ、任意放棄された生きた動物について、経済産業省が税関等から引継を受けた事例

【主に用いた資料】

- ・輸入差止実績

0.2.1 参照。

- ・任意放棄台帳のうち動物にかかるもの

「任意放棄台帳」は、ワシントン条約に違反したために輸入が差止められ、所有権が任意放棄された生きた動植物について、条約上の管理当局に指定されている経済産業省貿易局貿易管理部貿易審査課が、税関（事件が検察官に引き継がれた後は検察庁）からその管理を引き継ぎ、取り扱いの経過と概要を記録したものである。

資料の入手は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づく開示請求による。

- ・寄託管理報告書

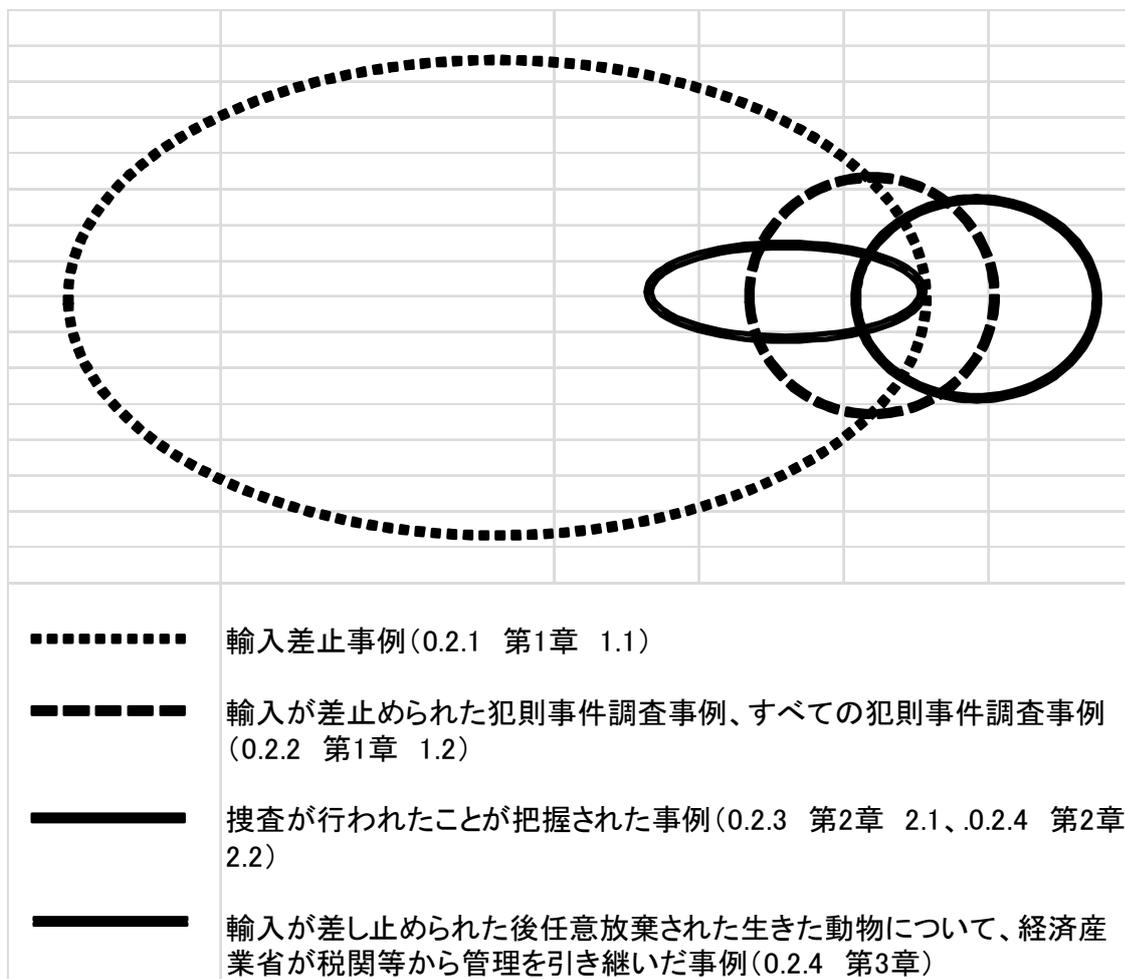
経済産業省が引き継いだ生きた密輸動物は、同省と財団法人日本動物園水族館協会との契約により、同協会に動物の飼育管理が委託されることとなっている。日本動物園水族館協会は、個々の動物ごとに協会加盟施設を選定して実際の飼育管理を依頼している。

「寄託管理報告書」は、日本動物園水族館協会が経済産業省に対して、寄託された動物の飼育管理状況を報告するものである。

資料の入手は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づく開示請求による。

0.2.6 各章で検討の対象となる事例の関係

0.2.1 から 0.2.5 に示した各章の検討対象事例の関係を、以下に図示した。



3 日本におけるワシントン条約履行のための法制度と法執行の概説

3.1 ワシントン条約対象種の輸入規制を執行するための国内法

3.1.1 ワシントン条約上の許可書等の発給および輸入の際の提出

ワシントン条約に基づく輸入許可については、「外国為替及び外国貿易法」（以下、「外為法」という）およびその施行細則である「輸入貿易管理令」や「輸入注意事項」等で定められている。

ワシントン条約各締約国は、条約上、許可書、証明書を発給する「管理当局」と、管理当局に科学的見地から助言を行う「科学当局」を指定しなければならない。日本の場合、管理当局は「輸出入」については経済産業省となっている。科学当局は、カリフォルニアラッコ、アシカ科、アザラン科、クジラ目、海牛目、ウミガメ科、オサガメ科、魚上綱、軟体動物門については水産庁、草本類については農林水産省本省、木本類については林野庁、それ以外は環境省とされている。

3.1.2 附属書掲載種の輸入手続

【附属書Ⅰ掲載種】

商業目的での輸入が原則禁止されている附属書Ⅰ掲載種も、非商業目的の輸入、あるいは商業目的だが条約適用前に取得されたものの輸入や、飼育繁殖されたものの輸入など、輸入が許される場合がある。この条約の定めに対応して、外為法上の輸入承認手続が適用されている。たとえば、非商業目的（学術研究目的）による輸入の場合、輸入者は管理当局である経済産業省から条約に基づく「輸入許可書」および外為法に基づく「輸入承認書」の発給を受けておき（「輸入許可書」の発給が「輸入承認書」発給の条件とされている）、税関における輸入申告に際して、輸出貨物とともに送られてきた輸出国の管理当局が発給した輸出許可書とともに税関に提出して輸入する。

【附属書Ⅱ掲載種】

輸入者は、税関への輸入申告の際、貨物とともに送られてきた輸出国管理当局発行の輸出許可書を税関に提出して輸入する。ただし、原産国がその野生生物の輸出を禁止している場合と生きている動物の場合は、輸入者は経済産業省に事前確認の申請を行うこととされている。その場合、経済産業省は輸出許可書の有効性について輸出国管理当局およびワシントン条約事務局へ外交ルートで照会を行ったうえで事前確認書を輸入者に発給する。輸入者は税関の輸入審査時に、輸出許可書正本や事前確認書を税関に提出して輸入する。

3.1.3 税関による法執行の手続

このようにワシントン条約上の輸出入許可手続は外為法に基づき、経済産業省によって行われるが（書類審査）、貨物の実際の輸出入監視にあたっては税関が重要な役割を果たしている（提出書類は税関から経済産業省へ送付される）。

税関はまた、外為法の執行とは別に、「関税法」を執行する。関税法上、貨物を輸入しようとす

る者は貨物の品名，数量，価格その他必要な事項（外為法上の輸入承認を得ていること、条約上の輸出許可書の提出も含む）を税関長に申告し，必要な検査を経て，許可を得なければならない。

ワシントン条約（上記の外為法上の手続）に違反しているため税関の許可が受けられない貨物の輸入は，税関によって差し止められることになる。この場合，輸入者は貨物の所有権を放棄するか，貨物の積み戻しまたは再輸出を行うしかない。

事案が悪質な場合は，税関長は「犯則事件」の調査を行ない、輸入者に対し犯則事件の処分を行なう。すなわち、関税法上の無許可輸入罪の罰金に相当する金額および没収すべきもの等を納付すべきことを通告する（「通告処分」）。しかし、事案が懲役刑に相当する場合などは，税関長はただちに（通告処分を行わず）検察官に対して告発を行なう。

3.1.4 罰則

- ・ 無承認輸入 外為法 第70条33号、52条
 - 5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金（ただし違反行為の目的物の価格の5倍が500万円を超える場合はその価格）または併科。
- ・ 無許可輸入 関税法違反 第111条1項、67条
 - 5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金または併科。

3.2 ワシントン条約対象種の国内取引規制を執行するための国内法

3.2.1 国内取引規制の意義

密輸された野生生物種がすでに水際を突破してしまった場合は，捜査機関や税関（税関が行えるのは関税法上の犯則事件調査のみ）が密輸の日時、経路、方法等の事実や税関の承認を得ずに通関した事実を立証し，外為法違反や関税法違反を問うのは容易なことではない。その結果、「密輸の事実そのものを摘発する」ことだけでは，密輸防止に大きな成果をあげることは期待できない。

そこで、ワシントン条約対象種の持ち込みを防ぐうえで水際規制を補完する方策が重要となるが、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下「種の保存法」という）が、取引関連事業の規制を含む国内取引規制を定めている。

この国内取引規制違反の法執行は、捜査機関である警察が担う。

3.2.2 譲渡規制

種の保存法の規制対象種については、譲渡しもしくは譲受け等、または販売目的の陳列をおこなってはならない。学術研究目的等に限り、環境大臣の許可を受けて譲り渡すことができる。

ただし、ワシントン条約附属書Iに掲載されている種等を指定した「国際希少野生動植物種」については、条約適用前に取得されたものや、商業的目的で繁殖させたものなど、正当な理由に基づいて「登録」を受けたものは商業目的の譲渡し等も認められる。ワシントン条約附属書I掲載種が例外的に商業目的での輸入を許される場合に対応し、登録を前提に国内流通を認めること

としたものである。

3.2.3 業の規制

日本国内には国際希少種を原材料として用いる加工産業がある。特に、象牙やべっ甲などについては、ワシントン条約上、消費国内で違法なものがマーケットに混入しないようにするための流通管理のあり方が注目されている。

そこで、種の保存法は、国内加工産業の原材料とされるもののうち、象牙とウミガメ科の甲（実質はタイマイのべっ甲）等については、全形を保持しない状態に加工されたものに対する譲渡規制の適用を除外する一方、その取引に係る業の規制を行っている（「特定国際種事業」）。

象牙およびべっ甲の譲渡を含む事業は「特定国際種事業」として、環境大臣および経産大臣に届け出られなければならない。

届出業者は、譲渡人を確認しその入手先を聴取する義務、およびそれらの事項を記録する義務を負う。

3.2.4 罰則

- ・ 違法譲渡・譲受 種の保存法 第 58 条 1 項 1 号、12 条 1 項
 - 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

- ・ 虚偽登録等 種の保存法 第 59 条 1 項 3 号
 - 6 月以下の懲役又は罰金 50 万円以下の罰金

- ・ 販売目的陳列 種の保存法 第 62 条 1 号、17 条
 - 50 万円以下の罰金

- ・ 無届譲受 種の保存法 第 63 条 6 号、21 条 4 項
 - 30 万円以下の罰金

- ・ 無届特定国際種事業営業 種の保存法 第 62 条 2 号、第 33 条の 2
 - 50 万円以下の罰金

第1章 税関による法執行

1.1 輸入差止

1.1.1 輸入差止件数

輸入差止事例の件数を表 1.1.1 に示した（年別）。「輸入差止実績」に記載された形態の種類は多岐にわたっているが、同表のとおり分類した。

形態	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	総計
生体・死体	133	84	68	139	161	71	656
体の一部・製品	988	1,393	1,059	1,092	795	606	5,933
小計	988	1,393	1,059	1,092	795	606	5,933
薬	641	988	791	746	527	329	4,022
皮製品（小計）	195	168	116	141	106	111	837
皮革製品（バック・財布・ベルト・時計バンド）	64	48	56	74	68	68	378
皮革製品（靴類）	13	24	18	28	9	16	108
皮革製品（その他）	1	11	7	10	9	14	52
原皮・毛皮	117	85	35	29	20	13	299
楽器	80	133	78	90	73	61	515
その他	72	104	74	115	89	105	559
総計	1,121	1,477	1,127	1,231	956	677	6,589
※単位はno.(個)							
※「輸入差止実績」において、単位がno.でないものは、単位、数量にかかわらず1no.として、集計した。							

生体・死体は、約 70 件から約 160 件の間を増減している。

体の一部・製品は毎年数百件の規模である。2003 年から 2004 年にかけて約 50%増加したが、その後 2008 年にかけて減少し、2008 年は 2004 年の 60%減となっている。

全体の件数は 2003 年から 2006 年まで 1200 件前後であったが、2007 年、2008 年は体の一部・製品の減少を受けて、1000 件を切っている。その原因の検討については 1.1.6 参照。

1.1.2 輸入差止めされた野生動植物種の形態

輸入が差し止められた主要な形態カテゴリ別に野生動植物種の数量を表 1.1.2 に示した（年別）。

表1.1.2 輸入が差し止められた野生動植物種の数量(主要形態カテゴリ別、年別)

形態	2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		総計	
	数量 (NO)	件数	数量 (NO)	件数	数量 (NO)	件数	数量 (NO)	件数	数量 (NO)	件数	数量 (NO)	件数	数量 (NO)	件数
生体・死体	1,568	133	1,228	84	1,160	68	1,872	139	1,956	161	1,736	71	9,520	656
体の一部・製品	14,136	988	34,033	1,393	26,367	1,059	33,656	1,092	12,657	795	9,351	606	130,200	5,933
薬	12,477	641	30,834	988	21,867	791	13,739	746	11,084	527	7,899	329	97,900	4,022
皮製品 (小計)	888	195	498	168	1,092	116	429	141	833	106	493	111	4,233	837
皮革製品 (バック・財布・ベルト・時計・ハンド)	679	64	210	48	299	56	314	74	727	68	267	68	2,496	378
皮革製品 (靴類)	13	13	32	24	28	18	38	28	9	9	75	16	195	108
皮革製品 (その他)	1	1	56	11	697	7	34	10	14	9	130	14	932	52
原皮・毛皮	195	117	200	85	68	35	43	29	83	20	21	13	610	299
楽器	157	80	221	133	124	78	177	90	146	73	79	61	904	515
その他	614	72	2,480	104	3,284	74	19,311	115	594	89	880	105	27,163	559

※「輸入差止実績」において、単位がno.でないものは、単位、数量にかかわらず1no.として、集計した。

生体・死体については、毎年、約 1,100 個体から 2,000 個体の間で推移している。

体の一部・製品については、2008 年を除き、毎年 1 万点以上となっている。大半は薬が占めているが、薬の数が多いのは no. が一錠単位や小さな容器を基準にカウントされているためだと推測される。2006 年の「その他」が 19,311 と突出して多いのは、2006 年に大阪港で輸入が差し止められた 608 点の象牙カット・ピースおよび 17,928 点の象牙印材を含むためである。

1.1.3 野生動植物の種

輸入が差し止められた種（分類群）を、表 1.1.3-1 に示した（年別）。属レベル、科レベル、あるいは「カメ」、「ヘビ」など大まかな記録もある。

表1.1.3-1 輸入が差し止められた野生動植物の種(年別)						
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
ほ乳類	アフリカゾウ	アフリカゾウ	アジアゾウ	カバ	オットセイ	アカゲザル
	カワウソ	イタチ	アフリカゾウ	カンガルー	カワウソ	アジアゾウ
	クマ	オマキザル	カンガルー	クマ	クマ	オオカミ
	コツメカワウソ	カワウソ	クマ	サイ	コモンスーパーモセット	カニクイザル
	サル	クマ	サイガ	サイガ	サイガ	カンガルー
	シカ	サイガ	シカ	サル	サル	クマ
	ジャコウジカ	サル	ジャコウジカ	シカ	スローロリス	コウモリ
	スローロリス	シカ	スローロリス	ジャコウジカ	センザンコウ	サイガ
	センザンコウ	ジャコウジカ	ゾウ	スローロリス	ゾウ	サル
	ゾウ	スイギュウ	ウラビー	セイウチ	チンチラ	ジャコウジカ
	トラ	スローロリス	チーター	ゾウ	トラ	ゾウ
	ヒョウ	ゾウ	チンチラ	チンチラ	ネコ	タイリクイタチ
	ベッカリー	トラ	トラ	トラ	ヒグマ	トラ
	サイガ	ハートマンヤマシマウマ	ヒョウ	ネコ	ヒョウ	ヒグマ
		ヒグマ	マーモセット	ヒグマ	ヒレナゴンドウ	ヒョウ
		ヒョウ	メガネザル	ヒョウ	メガネザル	
		フィリピンメガネザル	レッサースローロリス	レッサースローロリス	レッサースローロリス	
		ヤマネコ				
鳥類	インコ	インコ	インコ	ダチョウ	ダチョウ	クジャク
	ダチョウ	オウム	ダチョウ	カヅシヨクカケイ(キジ科)	クジャク	ダチョウ
	クジャク	ダチョウ	クジャク	キジ	トリ	
	フクロウ	クジャク	コザクラインコ	クジャク	マメルリハインコ	
	ミドリインコ	タカ	タカ	ワシ		
	ルリゴシボタンインコ	フクロウ	ハイイロヤケイ			
	ウシ、タカ					
ほ虫類	アミメニシキヘビ	アジアアロワナ	アミメニシキヘビ	アジアハコガメ	シャムワニ	インドホシガメ
	イグアナ	インドコブラ	アメリカハコガメ	アミメニシキヘビ	アミメニシキヘビ	カーペットニシキヘビ
	インドコブラ	アジアハコガメ	インドニシキヘビ	アンナンガメ	アリゲーター	カメ
	インドホシガメ	アミメニシキヘビ	カメ	イリエワニ	イグアナ	クロコダイル
	インプレッサムツアシガメ	アメリカワニ	カメレオン	ウミガメ	オオアタマガメ	コブラ
	ウミガメ	イグアナ	クロコダイル	タイマイ	オオトカゲ	シャムワニ
	エジプトリクガメ	インドホシガメ	コブラ	オオトカゲ	カメ	スッポンモドキ
	アムスムツアシガメ	ウミガメ	テグトカゲ	オカイダアナ	クサガメ	タイコブラ
	エロンガータリクガメ	オオトカゲ	トカゲ	カイマン(アリゲーター科)	トカゲ	トカゲ
	オオトカゲ	カメレオン	ニシキヘビ	カメ	クロコダイル	ナイルワニ
	カフトカメレオン	キロアナコンダ	ビルマニシキヘビ	クロコダイル	コブラ	ニシキヘビ
	カメ	クロコダイル	ヘビ	コブラ	シカ	バラグアイカイマン
	タイマイ	シャムワニ	ワニ	タイコブラ	ジャコウジカ	ヘビ
	カメレオン	タイマイ	テグトカゲ	テグトカゲ	ジャノメシガメ	マレーアカニシキヘビ
	クモノスガメ	トカゲ		トカゲ	スッポンモドキ	マレーオオトカゲ
	クロコダイル	ニシキヘビ		ナンダ(ナミヘビ科)	スベングラヤマガメ	アメリカワニ
	コブラ	ハミルトンガメ		ニシキヘビ	タイコブラ	ヨツメシガメ
	セントセタカガメ	ビルマニシキヘビ		ヘビ	チュウゴクワニトカゲ	ワニ
	トカゲ	コーファーリクガメ		ラッセルクサリヘビ	トカゲ	
	ナイルワニ	ヘビ		ワニ	ニシキヘビ	
	ニシキヘビ	ホシガメ			メガネカイマン	
	バーンカメレオン	リクガメ			ヒドロニシキヘビ	
	バンケーキリクガメ	ワニ			ヒラセガメ	
	バンサーカメレオン				ビルマニシキヘビ	
	ヒョウモンガメ				ヘビ	
	ヒラオリクガメ				マダラスナボア	
	ビルマニシキヘビ				マレーハコガメ	
	ビルマホシガメ				アメリカワニ	
	ヘビ				インドシナオオスッポン	
	ホウシャガメ				ミナミシガメ	
	ミドリヤモリ				モエギハコガメ	
	ミノールカメレオン				モリシガメ	
	ヨツメミドリヤモリ				ニシキハコガメ	
	リクガメ				ヨツメシガメ	
	ワニ				ワニ	
両生類	-	カエル	-	-	-	ウルワシアデガエル
魚類	キャビア	タツノオトシゴ	アジアアロワナ	アロワナ	アジアアロワナ	アジアアロワナ
	チョウザメ	チョウザメ	キャビア	チョウザメ	ウミチョウザメ	シベリアチョウザメ
			タツノオトシゴ	ピラルク	タツノオトシゴ	チョウザメ
			チョウザメ		チョウザメ	
無脊椎動物	アゲハチョウ	アカエリトリバネアゲハ	カイ	アポロウスバシロチョウ	アカエリトリバネアゲハ	アオサンゴ
	イシサンゴ	アゲハチョウ	シヤコガイ	キシタアゲハ	イシサンゴ	イシサンゴ
	クダサンゴ	アンフリサスキシタアゲハ	イシサンゴ	イシサンゴ	ガンビアサソリ	オオトゲサンゴ
	サンゴ	シヤコガイ	サンゴ	クダサンゴ	キシタアゲハ	サソリ
		ヘレナキシタアゲハ		サンゴ	サソリ	サンゴ
		角サンゴ		シボリアゲハ	サンゴ	シヤコガイ
		クサビライシサンゴ		シヤコガイ	シヤコガイ	タランチュラ
		サンゴ		チョウ	ショウガサンゴ	チョウ
		ハナヤサイサンゴ		テングアゲハ	タランチュラ	トリバネアゲハチョウ
				トリバネアゲハ	チョウ	ノウサンゴ
				ピンクガイ	ハナヤサイサンゴ	ハイマツミドリイシサンゴ
					ミドリイシ(サンゴ目)	ハエトリグサ
						ハナヤサイサンゴ
						ヒメシヤコガイ
植物	アメリカニンジン	アメリカニンジン	アナカンブセロス	沈香	アナナス	アメリカニンジン
	インドジャボク(キョウチクトウ科)					
	Rauwolfia serpentina	アロエ	アメリカニンジン	アメリカニンジン	アメリカニンジン	オニツツ
	木香(Saussurea Costus)	ウツボカズラ	アロエ	アロエ	アロエ	サボテン
	サボテン	ゴオウ	サボテン	ウツボカズラ	オニツツ	ソテツ
	ラン	サボテン	沈香	木香	カトレア	トウダイグサ
		サルラケニア・オレオフィラ(サラセニア科)	ジンチョウゲ	サボテン	キュアテア属(木生シダ類)	ネベンテス(ウツボカズラ科)
		沈香	ハエトリグサ	ソテツ	サボテン	バナナ
		トウダイグサ	ブラジリアンローズ	バフィオベディウム	沈香	フーディア(キョウチクトウ科)
		ラン	ラン	ラン	トウダイグサ	木香
		木香(Saussurea Costus)			ネベンテス(ウツボカズラ科)	ラン
					ハナキリン	沈香
					フーディア(キョウチクトウ科)	
					木香(Saussurea Costus)	
					ラン	
					リュウゼツラン	

輸入が差し止められた、数量の多い野生動植物種（分類群）トップ5を、主要な形態カテゴリー別に、表1.1.3-2~7に示した（年別）。

表1.1.3-2 輸入が差し止められた数量の多い野生動植物種トップ5 / 生体・死体(全) (主要形態カテゴリー別、年別)
(単位: NO)

No.	2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2003~2008年通算	
	動物物の種類	数量 件数	動物物の種類	数量 件数	動物物の種類	数量 件数	動物物の種類	数量 件数	動物物の種類	数量 件数	動物物の種類	数量 件数	動物物の種類	数量 件数
1	ラン	1,029 43	ラン	852 28	ラン	709 32	ラン	1,142 71	ラン	628 67	ラン	1,457 33	ラン	5,817 274
2	サボテン	122 8	サボテン	86 15	ハエトリグサ	152 1	サボテン	458 18	サンゴ	445 9	イシサンゴ	103 4	サボテン	990 81
3	カメレオン	95 3	タツノオトシゴ	62 4	サンゴ	127 5	レッサースローロリス	63 3	サボテン	213 20	オニソテツ	49 2	サンゴ	676 42
4	スローロリス	50 6	アジアハコガメ	41 1	サボテン	76 9	サンゴ	59 12	チュウゴクワニトカゲ	104 2	カメ	41 1	ハエトリグサ	158 2
5	クモノスガメ	31 3	アゲハチョウ	39 1	カメレオン	40 3	コブラ	30 1	トウダイグサ	91 3	サボテン	35 11	レッサースローロリス	154 6

※ 体の一部・製品において複数種が複合している場合は、その数量をそれぞれの種についてカウントした。
※ 「輸入差止実績」において、単位がno.でないものは、単位、数量にかかわらず1no.として、集計した。

ランやサボテンなどの植物およびサンゴ類が個体の数としては多い。ただし、これらと脊椎動物との間では、個体の概念に違いもあり、単純に個体の数の比較で輸入の規模を比較することはできない。

表1.1.3-3 輸入が差し止められた数量の多い野生動植物種トップ5 / 生体・死体(脊椎動物) (主要形態カテゴリー別、年別)
(単位: NO)

No.	2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2003~2008年通算	
	動物物の種類	数量 件数	動物物の種類	数量 件数	動物物の種類	数量 件数	動物物の種類	数量 件数	動物物の種類	数量 件数	動物物の種類	数量 件数	動物物の種類	数量 件数
1	カメレオン	95 3	タツノオトシゴ	62 4	カメレオン	40 3	レッサースローロリス	63 3	チュウゴクワニトカゲ	104 2	カメ	41 1	レッサースローロリス	154 6
2	スローロリス	50 6	アジアハコガメ	41 1	スローロリス	15 2	コブラ	30 1	レッサースローロリス	90 2	ヨツメイシガメ	9 2	カメ	140 10
3	クモノスガメ	31 3	サル	23 2	メダナザル	10 1	スローロリス	26 4	カメ	82 5	ウモリ	4 2	カメレオン	140 7
4	カワソウ	29 10	オオトカゲ	15 1	カメ	8 2	アジアハコガメ	16 1	トカゲ	45 3	ワルワリアザガエル	2 1	スローロリス	115 17
5	ホウジャガメ	19 4	ゴーフーリクガメ	12 1	コザクラインコ	5 2	サル	14 1	サル	41 2	スズメバネモドキ	1 1	チュウゴクワニトカゲ	104 2

※ 体の一部・製品において複数種が複合している場合は、その数量をそれぞれの種についてカウントした。
※ 「輸入差止実績」において、単位がno.でないものは、単位、数量にかかわらず1no.として、集計した。

脊椎動物でみると、小型のサルであるスローロリス類（レッサースローロリス＝ピグミー スローロリスおよびスローロリス）とカメ類（リクガメ類および淡水性カメ類）が圧倒的に多い。しかも、「輸入差止実績」では単に「サル」とされているものの中にもスローロリス類が、単に「カメ」とされているものの中にもリクガメ類および淡水性カメ類が多数含まれていると推測される。

表1.1.3-4 輸入が差し止められた数量の多い野生動植物種トップ5 / 薬 (主要形態カテゴリー別、年別)
(単位: NO)

No.	2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2003~2008年通算	
	動物物の種類	数量 件数	動物物の種類	数量 件数	動物物の種類	数量 件数	動物物の種類	数量 件数	動物物の種類	数量 件数	動物物の種類	数量 件数	動物物の種類	数量 件数
1	ジャコウジカ	11,891 569	ジャコウジカ	27,015 841	ジャコウジカ	20,939 706	ジャコウジカ	7,361 449	ジャコウジカ	3,751 178	ジャコウジカ	3,775 106	ジャコウジカ	74,747 2,855
2	クマ	350 26	木香(Saussurea costus)	2,107 6	ヒョウ	1,166 80	サイガ	1,987 104	サイガ	3,360 90	サイガ	2,299 55	サイガ	8,362 294
3	トラ	88 4	クマ	1,028 71	クマ	427 43	ヒョウ	1,919 148	クマ	2,544 68	クマ	877 59	クマ	7,101 323
4	アメリカニンジン	71 35	ヒョウ	1,009 73	サイガ	202 16	クマ	1,875 56	ヒョウ	977 128	ヒョウ	590 31	ヒョウ	5,712 485
5	ヒョウ	51 5	サイガ	494 27	沈香	151 1	シカ	960 2	アメリカニンジン	187 57	アメリカニンジン	197 6	木香(Saussurea costus)	2,231 14

※ 体の一部・製品において複数種が複合している場合は、その数量をそれぞれの種についてカウントした。
※ 「輸入差止実績」において、単位がno.でないものは、単位、数量にかかわらず1no.として、集計した。

これらの野生動植物種は、いずれも漢方薬に動物・植物生薬として用いられる種である。常にトップとなったジャコウジカはその腹部にある香囊（ジャコウ腺）から得られる分泌物が「ジャコウ」、クマはその胆嚢が「熊胆（ユウタン）」、サイガはその角が「羚羊角」、トラは骨が「虎骨」、ヒョウは骨が「豹骨」という生薬として用いられている。植物では「人参」として用いられるアメリカニンジン、「木香」として用いられるキク科モッコウが多い。

ジャコウは、ユウタン、虎骨、豹骨あるいは人参とともに配合されていることも多い。

中国、韓国、タイなどが多いが、数量の多いラン（表 1.1.3-2 参照）の主要な輸出国であるためである。

表 1.1.4-2 輸入が差し止められた野生動物種別の数量が多い輸出国トップ5 / 生体・死体(脊椎動物)(年別)
(単位:No)

No.	2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2003~2008年通算		
	輸出国	数量	件数	輸出国	数量	件数	輸出国	数量	件数	輸出国	数量	件数	輸出国	数量	件数
1	タイ	288	43	フィリピン	136	19	香港	38	2	タイ	94	10	中華人民共和国	301	23
2	シンガポール	71	18	インドネシア	33	6	タイ	23	8	サンマ	30	1	タイ	126	5
3	インドネシア	17	2	シンガポール	17	3	アメリカ合衆国	12	3	インドネシア	18	2	シンガポール	58	6
4	オランダ	10	1	中華人民共和国	16	2	アメリカ合衆国	10	1	中華人民共和国	16	1	インドネシア	51	10
5	コロンビア	8	2	タイ	11	5	不明	5	2	アメリカ合衆国	2	2	アメリカ合衆国	3	1
上位5国の小計	5	374	68	5	213	25	88	16	5	160	16	5	538	45	4
輸入国 総計	7	381	70	7	215	27	88	16	5	160	16	6	541	46	4

※「輸入差止実績」において、単位がnoでないものは、単位、数量にかかわらず1noとして、集計した。

中国、タイが群を抜いており、シンガポール、フィリピン、インドネシアも多い。これらの5カ国で、全輸出国の90%以上を占めている。

表 1.1.4-3 輸入が差し止められた野生動物種別の数量が多い輸出国トップ5 / 葉(年別)
(単位:No)

No.	2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2003~2008年通算		
	輸出国	数量	件数	輸出国	数量	件数	輸出国	数量	件数	輸出国	数量	件数	輸出国	数量	件数
1	中華人民共和国	10,797	588	中華人民共和国	29,768	916	中華人民共和国	20,871	717	中華人民共和国	11,714	676	中華人民共和国	10,528	465
2	大韓民国	1,085	14	大韓民国	274	26	香港	476	21	台湾	1,060	44	大韓民国	442	21
3	朝鮮民主主義人民共和国	230	10	シンガポール	244	3	大韓民国	343	38	大韓民国	443	37	台湾	26	6
4	台湾	102	6	香港	229	15	カナダ	154	2	香港	233	7	インドネシア	24	1
5	香港	95	12	朝鮮民主主義人民共和国	164	10	台湾	100	1	朝鮮民主主義人民共和国	211	9	シンガポール	20	5
上位5国の小計	5	12,319	631	5	30,679	971	5	21,744	779	5	13,661	736	5	11,040	518
輸入国 総計	11	12,477	641	14	30,834	988	14	21,867	791	12	13,739	746	11	11,084	527

※「輸入差止実績」において、単位がnoでないものは、単位、数量にかかわらず1noとして、集計した。

中国が全輸出数量の90%以上、大韓民国、台湾、香港、朝鮮を加えた5カ国ではそのほとんどを占める。中国を初めとするこれらの国は、動植物生薬が配合された漢方薬の製造拠点であり、地理的にも日本に近いと考える。

表 1.1.4-4 輸入が差し止められた野生動物種別の数量が多い輸出国トップ5 / 皮製品(全)(年別)
(単位:No)

No.	2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2003~2008年通算		
	輸出国	数量	件数	輸出国	数量	件数	輸出国	数量	件数	輸出国	数量	件数	輸出国	数量	件数
1	中華人民共和国	613	106	中華人民共和国	266	106	中華人民共和国	811	33	中華人民共和国	148	41	中華人民共和国	203	26
2	大韓民国	99	28	大韓民国	92	16	大韓民国	110	21	タイ	106	24	ベトナム	202	3
3	タイ	66	12	アメリカ合衆国	34	12	香港	57	11	アメリカ合衆国	68	26	タイ	173	32
4	イタリア	39	13	イタリア	29	8	タイ	46	15	香港	36	16	大韓民国	131	12
5	インドネシア	18	5	タイ	27	8	アメリカ合衆国	24	19	大韓民国	26	11	香港	60	8
上位5国の小計	5	835	164	5	448	149	5	1,048	99	5	384	118	5	789	79
輸入国 総計	19	888	195	14	498	168	15	1,092	116	15	429	141	12	833	106

※「輸入差止実績」において、単位がnoでないものは、単位、数量にかかわらず1noとして、集計した。

中国が群を抜いている。2位以下では、アジア諸国に混じってアメリカが4位となっている。

表 1.1.4-5 輸入が差し止められた野生動物種別の数量が多い輸出国トップ5 / 楽器(年別)
(単位:No)

No.	2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2003~2008年通算		
	輸出国	数量	件数	輸出国	数量	件数	輸出国	数量	件数	輸出国	数量	件数	輸出国	数量	件数
1	中華人民共和国	135	77	中華人民共和国	208	120	中華人民共和国	108	84	中華人民共和国	166	80	中華人民共和国	126	62
2	台湾	20	1	カンボジア	7	7	ベトナム	4	3	台湾	4	3	台湾	13	4
3	香港	1	1	香港	2	2	台湾	3	3	香港	4	4	香港	3	3
4	大韓民国	1	1	ベトナム	2	2	タイ	2	2	タイ	1	1	ベトナム	1	1
5	-	-	-	台湾	1	1	香港	2	1	マレーシア	1	1	カンボジア	1	1
5	-	-	-	マレーシア	1	1	-	-	-	インドネシア	1	1	大韓民国	1	1
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	オランダ	1	1	-	-	-
上位5国の小計	4	157	80	6	221	133	5	119	73	6	177	90	7	146	73
輸入国 総計	4	157	80	6	221	133	10	124	76	6	177	90	7	146	73

※「輸入差止実績」において、単位がnoでないものは、単位、数量にかかわらず1noとして、集計した。

中国が全輸出数量の90%以上を占めている。それに続くのもほとんどアジア諸国である。楽器の多くは東南アジア産のニシキヘビ等を使用した楽器と推測されるが(1.1.3)、中国で最終製品に加工されたのか、完成品が中国にいったん集積された後に輸出されたのかは不明である。

表1.1.4-6 輸入が差し止められた野生動物種物理の数量が多い輸出国トップ5 / 体の一部・製品その他(年別)

No.	2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2003~2008年通算	
	輸出国	数量 件数	輸出国	数量 件数	輸出国	数量 件数	輸出国	数量 件数	輸出国	数量 件数	輸出国	数量 件数	輸出国	数量 件数
1	台湾	135 2	中華人民共和國	1,895 24	台湾	1,739 3	大韓民國	18,564 3	アメリカ合衆国	201 6	中華人民共和國	403 13	大韓民國	18,721 16
2	タイ	123 8	台湾	185 9	中華人民共和國	1,105 9	中華人民共和國	285 28	タイ	145 14	アメリカ合衆国	300 20	中華人民共和國	3,608 106
3	ロシア	116 10	ベトナム	110 10	インドネシア	99 12	アメリカ合衆国	128 12	中華人民共和國	64 17	オーストラリア	52 26	台湾	2,080 15
4	フランス	58 3	大韓民國	92 4	フランス	72 4	ベトナム	111 4	マレーシア	47 2	大韓民國	30 2	アメリカ合衆国	713 75
5	中華人民共和國	56 9	モンゴル	71 1	モンゴル	37 4	モンゴル	48 2	オーストラリア	27 12	フランス	20 20	タイ	402 54
上位5国の小計	5	490 32	5	2,159 35	5	3,052 19	5	19,130 52	5	494 58	5	805 68	5	25,524 266
輸入国 総計	20	614 72	29	2,480 104	24	3,284 74	19	19,311 115	19	594 89	20	890 105	48	27,163 559

※「輸入差止実績」において、単位がnoでないものは、単位、数量にかかわらず1noとして、集計した。

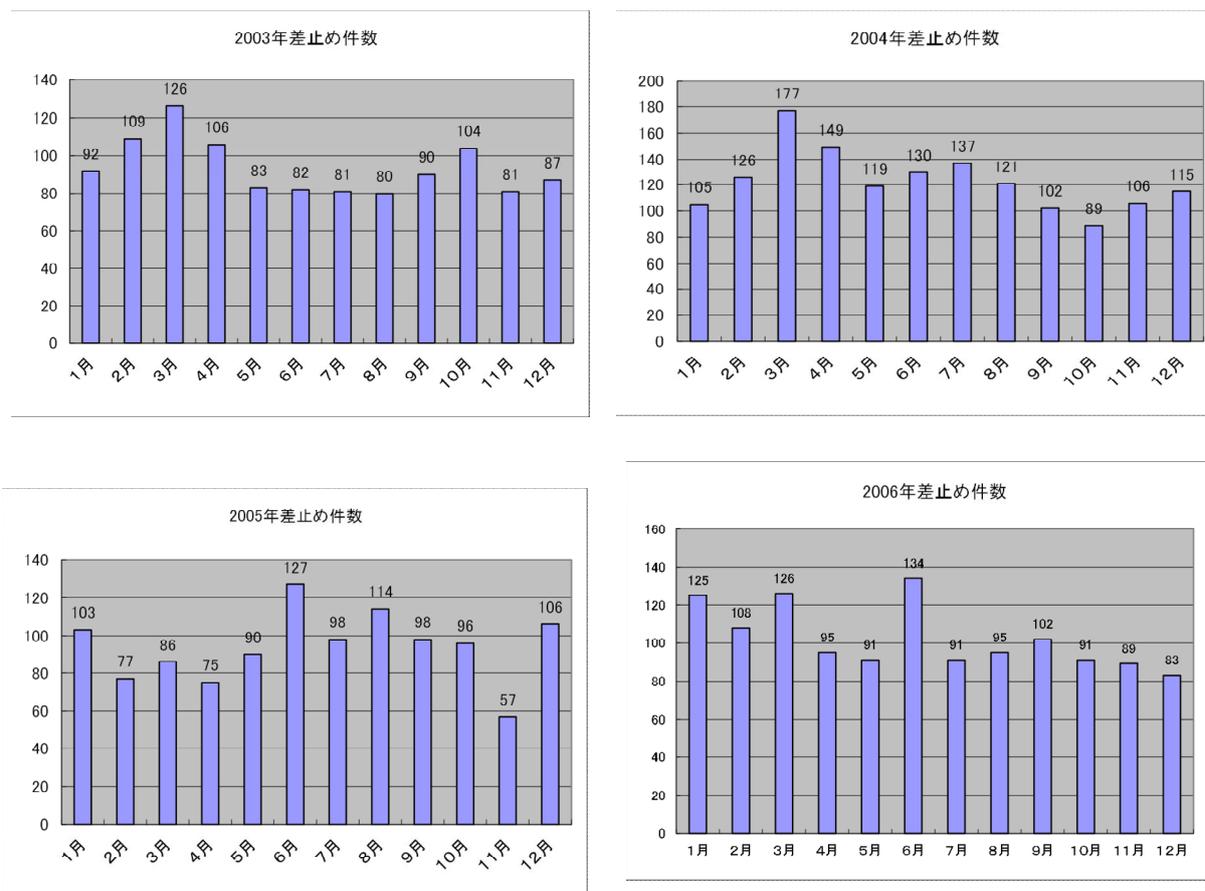
2005年に台湾が数量的に1,739点でトップとなっているが、うち1,738点は2005年に沖縄空港で輸入が差し止められた象牙印材である。2006年に韓国が18,564点で圧倒的なトップとなっているが、そのほとんどを占めるのは、大阪港で輸入が差し止められた608点の象牙カット・ピースおよび17,928点の象牙印材である。

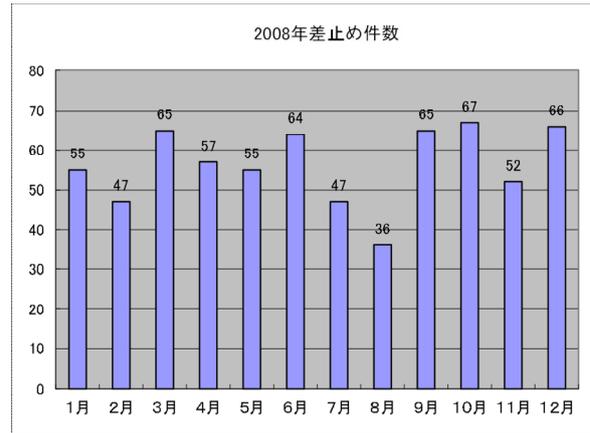
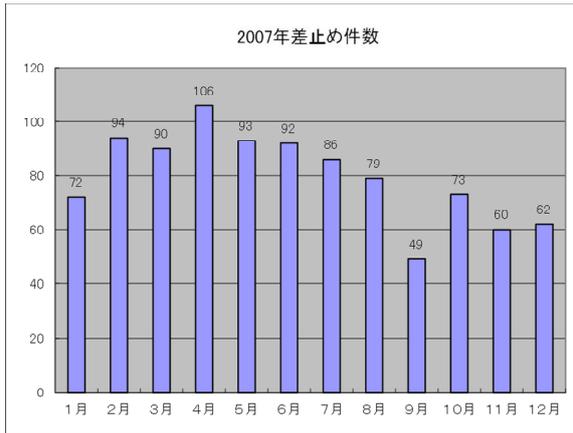
1.1.5 輸入差止の時期

月別の輸入差止件数を、年別に示した(図1.1.5)。

全期間で見ると、3月を中心にした2ないし4月と、6月が特に件数が多くなっている。

図1.1.5 月別輸入差止件数(年別)





1.1.6 運輸経路・運搬手段

運輸経路・運搬手段別の輸入差止め件数を、表 1.1.6 に示した（年別）。

表1.1.6 輸入差止め件数(運輸経路・運搬手段別、年別)

運輸経路・運搬手段	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	総計
旅具航空	483	549	408	376	327	229	2,372
商業航空	57	46	20	25	32	39	219
旅具海上	27	56	56	64	32	26	261
商業海上	11	18	6	9	3	10	57
郵便物	543	808	637	757	562	373	3,680
総計	1,121	1,477	1,127	1,231	956	677	6,589

毎年1番多いのが郵便物で500件以上、それに次ぐのが旅具航空で300件以上となっている。商業貨物の輸入差止め、空路では毎年20件以上、多い年は50件を超え、海路も年10件前後ある。

ただし、2008年には郵便物(373件)と旅具航空(229件)が、例年と比べ明確に少なくなっている。他の運輸経路・運搬手段にはそのような傾向はない。

この点、主要な国際空港の輸入貨物量および旅客数の近年の傾向をみると、概ね減少傾向が見られ^{注1.1.6}、この傾向が上記2008年における郵便物および旅具航空による貨物の減少と関係していると推測される。

注 1.1.6

成田空港では、輸入貨物量実績が、2004年から2008年まで減少し続けている。

<http://www.narita-airport.jp/cargo/data.html>

また、国際線旅客数も2006年をピークに2007年、2008年と続けて減少している。

<http://www.city.narita.chiba.jp/DAT/000068459.pdf>

関西国際空港では、輸入貨物量は2004年以来減少し続けていたものが2008年にわずかに上昇しているが、国際線旅客数は2006年をピークに2007年、2008年と続けて減少している。

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/0000000000000/1281934051659/files/kansaiikuukou-torikumi.pdf>

中部国際空港では、国際線貨物取扱量（取卸）が2005年、2006年と横ばいだったものが、2007年、2008年と続けて激減している。

<http://www.centrair.jp/ICSFiles/afiedfile/2010/08/31/1007statisticsJapanese.pdf>

また、国際線降客数も、2007年から2008年にかけて減少している。

http://www.pref.aichi.jp/toukei/jyoho/aichi/aichi_06.html

1.1.7 附属書掲載状況

輸入が差止められた野生動植物種の数量を、ワシントン条約附属書掲載別に、表1.1.7-1～6に示した（年別）。

表1.1.7-1 輸入が差止められた野生動植物種の数量 / 生体・死体(全)(主要形態カテゴリー別、附属書掲載状況別、年別)

(単位: NO)

附属書	2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2003～2008年通算			
	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	%	件数	%
I	57	9	470	8	72	3	44	6	32	6	65	4	740	7.77%	36	5.49%
I・II	19	7	148	4	0	0	0	0	90	2	0	0	257	2.70%	13	1.98%
II	1,492	117	610	72	1,088	65	1,828	133	1,822	151	1,662	65	8,502	89.31%	603	91.92%
III	0	0	0	0	0	0	0	0	12	2	9	2	21	0.22%	4	0.61%
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
合計	1,568	133	1,228	84	1,160	68	1,872	139	1,956	161	1,736	71	9,520	-	656	-

※「輸入差止実績」において、単位がno.でないものは、単位、数量にかかわらず1no.として、集計した。

生体・死体の全体では、輸入差止の約10%が附属書I掲載種を含み、残り約90%はほぼ附属書II掲載種のみとなっている。

表1.1.7-2 輸入が差止められた野生動植物種の数量 / 生体・死体(脊椎動物)(主要形態カテゴリー別、附属書掲載状況別、年別)

(単位: NO)

附属書	2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2003～2008年通算			
	数量	件数	数量	%	件数	%										
I	47	7	3	2	0	0	2	2	0	0	0	0	52	3.60%	11	6.01%
I・II	19	7	0	0	0	0	0	0	11	1	0	0	30	2.08%	8	4.37%
II	315	56	212	25	88	16	158	14	518	43	49	6	1,340	92.86%	160	87.43%
III	0	0	0	0	0	0	0	0	12	2	9	2	21	1.46%	4	2.19%
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
合計	381	70	215	27	88	16	160	16	541	46	58	8	1,443	-	183	-

※「輸入差止実績」において、単位がno.でないものは、単位、数量にかかわらず1no.として、集計した。

生体・死体を脊椎動物に限ってみると、輸入差止の約6%が附属書I掲載種を含み、約93%が附属書II、約1%が附属書III掲載種となっている。輸入差止めされた脊椎動物が、生体・死体全体と比較して附属書I掲載種を含む割合が低いのは、大量取引されているスローロリス類が附属書IIに掲載されていたこと（2007年9月の附属書改正発効まで）が主要な原因となっていると考えられる。

表1.1.7-3 輸入が差止められた野生動植物種の数量 / 薬(主要形態カテゴリー別、附属書掲載状況別、年別)

(単位: NO)

附属書	2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2003～2008年通算			
	数量	件数	数量	件数	数量	%	件数	%								
I	85	5	2,262	20	337	10	2,487	106	967	124	691	43	6,829	6.98%	308	7.66%
I・II	215	12	979	71	1,108	77	427	46	23	5	0	0	2,752	2.81%	211	5.25%
II	12,177	624	27,514	889	20,398	703	10,825	594	10,094	398	7,208	286	88,216	90.11%	3,494	86.87%
III	0	0	79	8	24	1	0	0	0	0	0	0	103	0.11%	9	0.22%
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
合計	12,477	641	30,834	988	21,867	791	13,739	746	11,084	527	7,899	329	97,900	-	4,022	-

※「輸入差止実績」において、単位がno.でないものは、単位、数量にかかわらず1no.として、集計した。

薬については、輸入差止の約10%が附属書Ⅰ掲載種を含み、残り約90%はほぼ附属書Ⅱ掲載種のみとなっている。

表1.1.7-4 輸入が差止められた野生動植物種の数量 / 皮製品(全) (主要形態カテゴリー別、附属書掲載状況別、年別)
(単位:NO)

附属書	2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2003~2008年通算			
	数量	件数	数量	%	件数	%										
I	45	21	67	15	62	14	107	26	540	38	126	27	947	22.37%	141	16.85%
I・II	14	13	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0.43%	15	1.79%
II	829	161	416	147	1,030	102	319	112	293	68	367	84	3,254	76.87%	674	80.53%
III	0	0	9	2	0	0	3	3	0	0	0	0	12	0.28%	5	0.60%
不明	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.05%	2	0.24%
合計	888	195	498	168	1,092	116	429	141	833	106	493	111	4,233	-	837	-

※「輸入差止実績」において、単位がno.でないものは、単位、数量にかかわらず1no.として、集計した。

皮製品の全体では、輸入差止の20%強が附属書Ⅰ掲載種を含み、残り80%弱はほぼ附属書Ⅱ掲載種のみとなっている。

他のカテゴリーよりも附属書Ⅰ掲載種を含む割合が高いのは、皮製品の主要な原料を提供するワニ類の多くが附属書Ⅰに掲載されているためと推測される。

表1.1.7-5 輸入が差止められた野生動植物種の数量 / 楽器 (主要形態カテゴリー別、附属書掲載状況別、年別)
(単位:NO)

附属書	2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2003~2008年通算			
	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	%	件数	%
I	0	0	0	0	1	1	16	4	0	0	0	0	17	1.88%	5	0.97%
I・II	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
II	157	80	221	133	122	76	161	86	142	69	79	61	882	97.57%	505	98.06%
III	0	0	0	0	1	1	0	0	4	4	0	0	5	0.55%	5	0.97%
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
合計	157	80	221	133	124	78	177	90	146	73	79	61	904	-	515	-

※「輸入差止実績」において、単位がno.でないものは、単位、数量にかかわらず1no.として、集計した。

楽器については、輸入差止のほとんど附属書Ⅱ掲載種のみとなっている。インドニシキヘビ Python molurus molurusは附属書Ⅰに掲載されているが、それ以外のニシキヘビ科全種は附属書Ⅱに掲載されているため、附属書Ⅱ掲載種として記録されることが多いものと推測される。

表1.1.7-6 輸入が差止められた野生動植物種の数量 / 体の一部・製品その他 (主要形態カテゴリー別、附属書掲載状況別、年別)
(単位:NO)

附属書	2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2003~2008年通算			
	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	%	件数	%
I	67	14	433	20	27	11	177	24	159	11	63	13	926	3.41%	93	16.64%
I・II	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.00%	1	0.18%
II	546	57	1,880	79	3,257	63	19,134	91	430	77	791	91	26,038	95.86%	458	81.93%
III	0	0	167	5	0	0	0	0	0	0	26	1	193	0.71%	6	1.07%
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	5	0.02%	1	0.18%
合計	614	72	2,480	104	3,284	74	19,311	115	594	89	880	105	27,163	-	559	-

※「輸入差止実績」において、単位がno.でないものは、単位、数量にかかわらず1no.として、集計した。

上記以外の体の一部・製品については、約5%が附属書Ⅰ掲載種を含み、残りはほぼ附属書Ⅱ掲載種のみとなっている。

この結果を大きく左右しているのが2006年に大阪港で輸入が差し止められた608点の象牙カット・ピースおよび17,928点の象牙印材の事例である。「輸入差止実績」では、これらの象牙にかかる種の掲載附属書が「Ⅱ」と記録されている。

しかし、アフリカゾウは、ボツワナ、ナミビア、南アフリカ及びジンバブエの個体群が附属書Ⅱに掲載される一方、残り30カ国に生息するアフリカゾウは附属書Ⅰに掲載されている。アジア

ゾウには分割掲載はなく、附属書Ⅰに掲載されている。

「輸入差止実績」における象牙にかかる種の掲載附属書の記録全体を見ると、「Ⅰ」「Ⅱ」が混在しており、同一の税関においてすら、両者の記録が見られる。

輸入差止時において、象牙の原産国が上記４カ国かどうかを識別することはほとんど不可能と考えられるので、象牙の輸入を差止めた際、「附属書Ⅱ」に記録することは不適切といえる。この問題は、同一種の附属書への分割掲載が、法執行の現場にとって過重な識別努力を強いる一例である。税関における当面の扱いとしては「附属書Ⅰ・Ⅱ」と記録しておくべきであろう。

なお、そのような扱いとする前提とすれば、つまり大阪港の象牙密輸事件の象牙にかかる種が附属書「Ⅰ」掲載種を含む可能性があるとの扱いにすれば、表 1.1.7-6 においては、70%強の附属書Ⅰ掲載種を含み、30%弱が附属書Ⅱ掲載種のみを含むということとなる。

1.2 犯則事件の処分

1.2.1 輸入差止事例における処理方法

輸入差止件数を、「輸入差止実績」に記載された「処理方法」別に、表 1.2.1 に示した（年別）。

処理方法	運輸経路・運搬手段	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	総計
通関	旅具航空	3	7	8	17	11	19	65
	商業航空	0	2	0	0	4		6
	旅具海上	0	1	0	0	0	1	2
	郵便物	1	6	0	0	0		7
	小計	4	16	8	17	15	20	80
留置	旅具海上	2	0	0	0	0		2
	小計	2	0	0	0	0	0	2
積戻・返送	旅具航空	11	29	21	17	20	9	107
	商業航空	13	14	8	12	7	11	65
	旅具海上	0	0	1	0	1	2	4
	商業海上	0	5	1	2	1		9
	郵便物	240	320	329	320	238	170	1,617
	小計	264	368	360	351	267	192	1,802
廃棄	商業航空	13	15	6	6	16	23	79
	商業海上	1	8	1	2	1	6	19
	郵便物	1	0	0	0	0		1
	小計	15	23	7	8	17	29	99
任意放棄	旅具航空	403	488	365	328	256	194	2,034
	商業航空	31	15	5	5	3	4	63
	旅具海上	25	55	55	64	31	23	253
	商業海上	9	3	4	2	0	4	22
	郵便物	301	481	308	437	324	203	2,054
	小計	769	1,042	737	836	614	428	4,426
審理引継	旅具航空	66	24	7	14	40	7	158
	商業航空	0	0	1	2	2	1	6
	商業海上	0	0	0	3	1		4
	小計	66	24	8	19	43	8	168
その他	旅具航空	0	1	7	0	0	0	8
	商業海上	0	2	0	0	0	0	2
	小計	0	3	7	0	0	0	10
不明	商業海上	1	0	0	0	0	0	1
	郵便物	0	1	0	0	0	0	1
	小計	1	1	0	0	0	0	2
総計		1,121	1,477	1,127	1,231	956	677	6,589

※ 「不明」は、輸入差止実績の処理方法欄が空欄であったもの。

輸入が差し止められた貨物の処理方法の大半は、任意放棄（全期間計 4,423 件、全件の 67.2%）あるいは積戻・返送（全期間計 1,793 件、全件の 27.2%）である。

「任意放棄」は、貨物を輸入しようとして、それを差し止められた者が、貨物の所有権を任意に放棄することである。任意放棄は、税関が犯則事件調査を行わないこととした事例において、輸入差止貨物を簡易な手続で処理する方法として広く用いられている。特に、生きた動植物については税関に所有権を移し、適時に適切な施設に収容するために積極的に活用されている面もある。貨物の運輸経路・運搬手段は、大半が郵便物および旅具航空であり、両者の件数は拮抗している。

「積戻・返送」された貨物の輸送形態の大半は、郵便物である。輸入差止後、宛先に連絡がつかなかったり、任意放棄の手続に協力しない場合に返送になる事例が大半を占めると推測される。

上記処理方法のうち、「審理引継」は、その事例について犯則事件調査（関税法 119 条）に着手

されたことを意味する。ただし、処理方法が「審理引継」とされていない事例において犯則事件調査が行なわれ、かつ犯則事件処分（「通告処分」）がなされた場合が例外的にある*注1.2.1。

注1.2.1

- 「廃棄」：1件（2003年）
- 「任意放棄」：1件（2005）
- 「積戻・返送」：1件（2005年）

1.2.2 輸入差止が行われた犯則事件調査の結果

輸入が差止められた後、犯則事件調査に着手された事例^{注1.2.2-1}について、通告処分事例、告発事例および犯則事件処分が行われなかった事例（以下「不処分事例」という）の内訳^{注1.2.2-2、注1.2.2-3}を表1.2.2に示した。

注1.2.2-1

輸入差止貨物の処理方法が「審理引継」とされた事例が基本となる。ただし、1.2.1で述べたとおり、それ以外の処理方法が記録された事例においても犯則事件調査が行なわれている場合が例外的にある。そこで、それらの事例（具体的には、2003年の「廃棄」事例、2005年の「任意放棄」および「積戻・返送」事例）も、ここに含めた。

注1.2.2-2

件数のカウント方法は、犯則処分表における犯則事件の例にならった。つまり、輸入行為を単位とし、共犯事件の場合は1件とカウントする。なお、「輸入差止実績」では基本的に輸入が差止められた動植物の種によって事例が区分されている。例えば、2007年9月12日に名古屋税関名古屋空港税関支署（現中部空港税関支署）が差止めたスローロリス、ホウシャガメ等の輸入差止事例件数は12件であるが、犯則事件の件数は1件となっている。

注1.2.2-3

不処分事例の件数は、「輸入差止実績」に基づいている。注1.2.2-2で述べたとおり、輸入差止事例と犯則事件処分事例（犯則事件調査対象事例）とはカウントの方法が異なる。ただし、2003-2008年の期間に把握された不処分事例はすべて輸入差止めされた野生動植物種の種類が1つであったため、結果的に、犯則調査対象事例としても各1件となる。

表1.2.2 輸入差止が行われた犯則事件調査事例の結果(年別)							
犯則事件処分	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	総計
不処分	2	0	0	3	1	1	7
通告処分	20	11	7	10	17	6	71
告発	3	2	1	2	1	0	9
総計	25	13	8	15	19	7	87

- ・ 生体・死体について
 - 全期間における数量は、不処分事例において 87 個体（うち動物にかかる事例において 59 個体）、通告処分事例において 2,158 個体（うち動物にかかる事例において 1,094 個体）、告発事例において 102 個体（すべて動物）となっている。
 - 動物と植物のそれぞれにかかる事例の全期間における件数を比較すると、植物にかかる通告処分事例は全体の 93 件中 15 件と少なく、告発事例はない。動物については、通告処分事例は全体の 93 件中 78 件を占め、告発事例は 7 件である。動物の通告処分事例ではスローロリス（22 件）とカメ類（19 件）が、告発事例ではカメ類（4 件）が多い。
- ・ 体の一部・製品について
 - 全期間における数量は、不処分事例において 37 点（うち象牙にかかる事例において 0 点）、通告処分事例において 40 点（うち象牙にかかる事例において 12 点）、告発事例において 21,699 点（うち象牙にかかる事例において 20,290 点）となっている。

ただし、特別に大量な告発事例である、1,738 個の象牙印材にかかる告発事例（2005 年）、608 個の象牙カット・ピースおよび 17,928 個の象牙印材にかかる告発事例（2006 年）を別とすると、告発事例全体で 1,425 点（うち象牙にかかる事例において 16 点）となる。
 - 事例の全期間における件数を考察すると、通告処分事例は全体で 5 件（うち象牙にかかる事例 1 件）、告発事例は全体で 4 件（うち象牙にかかる事例 3 件）となっている。

生体・死体と比較して犯則調査が行われる事例が非常に少なく、特に告発件数に対して通告処分件数が非常に少ない点を見ると、体の一部・製品については情状が特に悪質な事例にしばって犯則調査が行われていると推測される。

輸入差止が行われた後の生体・死体にかかる犯則事件調査事例において、どのような数量帯が多いかを、各主要分類群別に表 1.2.3-2 に示した（2003～2008 年全期間）。

主要分類群	頭数(no.)	単位: 件		
		不処分	通告処分	告発
スローロリス Nycticebus spp.	1~2	0	3	1
	3~10	0	7	0
	11~30	1	8	0
	31~	0	3	0
	計	1	21	1
カワウソ Lutrinae spp.	1~2	0	4	0
	3~10	0	5	0
	11~30	0	0	0
	31~	0	0	0
	計	0	9	0
その他のほ乳類	1~2	0	5	0
	3~10	0	5	1
	11~30	0	0	0
	31~	0	0	0
	計	0	10	1
鳥類	1~2	0	0	0
	3~10	0	3	0
	11~30	0	2	0
	31~	0	0	0
	計	0	5	0
カメ類	1~2	0	4	1
	3~10	0	7	0
	11~30	0	4	1
	31~	0	4	2
	計	0	19	4
その他のほ虫類	1~2	0	1	0
	3~10	0	1	0
	11~30	0	3	1
	31~	0	4	0
	計	0	9	1
無脊椎動物	1~2	0	1	0
	3~10	0	1	0
	11~30	1	0	0
	31~	0	1	0
	計	1	3	0
ラン科植物 Orchidaceae spp.	1~2	0	0	0
	3~10	2	6	0
	11~30	0	1	0
	31~	0	6	0
	計	2	13	0
その他の植物	1~2	0	1	0
	3~10	0	0	0
	11~30	1	0	0
	31~	0	1	0
	計	1	2	0

※ 対象事例数: 不処分 7件、輸入差止有・通告処分 71件、輸入差止有・告発 9件 合計 87件
※ 複数の主要分類群を同時に密輸した事例があるため、件数の全合計は犯則事件調査事例数を超過している。

スローロリス、カメ類、その他のほ虫類およびラン科植物にかかる犯則事件処分事例では、11-30以上の大量の個体が密輸されることが多い。

1.2.4 附属書掲載状況

輸入差止が行われた後の犯則事件調査事例において、通告処分事例、告発事例および不処分事例の件数を、取引された野生動植物種のワシントン条約附属書への掲載状況別に、表 1.2.4 に示した (2003~2008 年全期間)。

		附属書 I を含む事例						附属書 I を含まない事例					
		不処分		通告処分		告発		不処分		通告処分		告発	
		附属書 I のみ	附属書 II も含む	附属書 I のみ	附属書 II も含む	附属書 I のみ	附属書 II も含む	附属書 II のみ	附属書 III も含む	附属書 II のみ	附属書 III も含む	附属書 II のみ	附属書 III も含む
生体・死体	動物	0	0	0	12	1	2	2	0	39	3	2	0
	植物	1	0	1	1	0	0	2	0	10	0	0	0
体の一部・製品	動物	0	0	1	1	1	3	2	0	4	0	0	0
	植物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		1		16		7		6		56		2	
総計		24						64					
※ 対象事例数：不処分 7件、輸入差止有・通告処分 71件、輸入差止有・告発 9件 合計 87件													
※ 附属書 II の動物と植物が同時に密輸された事例が1件あった。													
※ 附属書 I を含む事例に、附属書 III を同時に含む事例はなかった。													
※ 附属書 I と附属書 II を含む事例数には、附属書のデータが「I あるいは II」という事例も含まれる。(象牙、ラン、カワウソ亜科)													

輸入差止めが行われた後に犯則事件調査が行われた 88 事例（実際の事例数は 87 であるが、附属書 II の動物と植物が同時に密輸された事例が 1 件あった）中、附属書 I 掲載種を含む事例が 24 件、含まない事例が 64 件であった。

附属書 I を含む事例を、含まない事例の犯則事件調査結果と比較すると、不処分事例の割合が低いこと、告発の絶対数が多いこと、通告処分件数に対して告発件数の割合が高いことが認められる。これらのことから、輸入が差止められた野生動植物種の附属書掲載状況が、犯則事件処分調査に影響を与えていると推測される。

1.2.5 レッド・リスト掲載状況

輸入差止めが行われた後の犯則事件調査事例において、通告処分事例、告発事例および不処分事例の件数を、取引された野生動植物種の IUCN レッド・リストへの掲載状況別に、表 1.2.5 に示した（2003～2008 年全期間）。

		絶滅危惧種 (CR, EN, VU) を含む事例						絶滅危惧種 (CR, EN, VU) を含まない事例		
		不処分		通告処分		告発		不処分	通告処分	告発
		CR, EN を含む	VU のみ	CR, EN を含む	VU のみ	CR, EN を含む	VU のみ			
生体・死体	動物	0	1	9	25	2	1	1	18	2
	植物	0	0	0	0	0	0	3	13	0
体の一部・製品	動物	0	0	0	2	1	3	2	4	0
	植物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		1		36		7		6	35	2
総計		44						43		
※ 対象事例数：不処分 7件、輸入差止有・通告処分 71件、輸入差止有・告発 9件 合計 87件										
※ 絶滅危惧種 (CR, EN, VU) 以外の IUCN カテゴリー掲載種が含まれているかどうかは考慮していない。										
※ 動物種のレッドリストは IUCN Red List of Threatened Species (http://www.iucnredlist.org/) の分類による。										
※ 動物種のレッドリストの検索では、2001年版 (Ver.3.1) の分類結果がほとんどであったが、数種の動物種は 1994年版 (ver.2.3) の分類結果が出るものがあった。										
※ 不明種には DD、NE、無掲載種、不明種 (種が特定されていない動物も含む) が含まれる。										
2001年版 (Ver.3.1) によるカテゴリー										
Threatened - 絶滅危惧種										
Critically Endangered (CR) - 絶滅危惧IA類										
Endangered (EN) - 絶滅危惧IB類										
Vulnerable (VU) - 絶滅危惧II類										
Near Threatened (NT) - 準絶滅危惧										
Least Concern (LC) - 軽度懸念										
Data Deficient (DD) - 情報不足										
Not Evaluated (NE) - 未評価										

犯則事件調査が行われた 87 事例中、絶滅危惧種を含む事例が 44 件、含まない事例が 43 件であった。

絶滅危惧種を含む事例を、含まない事例と比較すると、不処分事例の割合が低いこと、告発の絶対数が多いこと、通告処分件数に対して告発件数の割合が高いことが認められる。また、CR あるいは EN を含む事例を、VU のみの事例と比較すると、通告処分（9：27）よりも告発（3：4）における方が割合が高い。CR あるいは EN を含む事例に対する不処分件数はゼロである。

このことから、結果としてはその掲載状況が処分結果に反映しているといえる。ただし、犯則事件調査において野生動植物種の IUCN レッド・リスト掲載状況が考慮されているかどうかについては不明である。

ワシントン条約附属書 I への掲載状況とレッド・リストの掲載状況とは、関連はしているが一致しているわけではない。「生物の多様性に関する条約」における戦略計画履行の観点からは、引き続きレッド・リスト絶滅危惧種について積極的な犯則事件調査と処分が、特に CR, EN を含む事例については積極的な告発が求められるところである。

1.2.6 運輸経路・運搬手段と密輸ルート

すべての犯則事件処分事例^{注 1.2.6}における運輸経路（空・海）・運搬手段、船積国・経由国・日本における到着港）を表 1.2.6 に示した（2003～2008 年全期間）。

注 1.2.6

通告処分あるいは告発が行われたものすべてを含む（総計 102 件）。輸入差止が行われている事例に限らない。輸出にかかる犯則事件処分事例が 1 件存在するが（2008 年に毛皮敷物ホッキョクグマ 2 枚およびライオン 1 枚を中国に輸出しようとしたもの）、除外した。以下の分析で「すべての犯則事件処分事例」を対象とする場合も同様である。

表1.2.6 すべての犯則事件処分事例における運搬経路、運搬手段、船積国・経由国・到着港（全期間）

生体・死体									
主要分類群	運搬経路	運搬手段	船積国	経由国	到着港	件数			
スローロリス類 Nycticebus spp	空路	旅具	インドネシア	シンガポール	関西国際空港	2			
						中部国際空港	1		
						成田国際空港	3		
						関西国際空港	3		
						成田国際空港	1		
					タイ	成田国際空港	8		
						関西国際空港	1		
						中部国際空港	2		
					中国	記載無し	成田国際空港	1	
					身辺隠匿	タイ	記載無し	成田空港	1
カワウソウ類 Lutrinae spp.	空路	旅具	インドネシア	シンガポール	関西国際空港	4			
						中部国際空港	1		
					タイ	記載無し	関西国際空港	3	
						中部国際空港	1		
		不明	不明	関西国際空港	1				
その他の哺乳類	空路	旅具	インドネシア	シンガポール	関西国際空港	1			
						中部国際空港	1		
						成田国際空港	1		
					タイ	記載無し	関西国際空港	1	
						成田国際空港	3		
						中部国際空港	1		
					フィリピン	ブルートリコ タイ	成田国際空港	1	
						記載無し	関西国際空港	1	
					シンガポール	インドネシア	関西国際空港	1	
						シンガポール	関西国際空港	1	
鳥類	空路	旅具	インドネシア	シンガポール	成田国際空港	1			
						関西国際空港	1		
					タイ	記載無し	成田国際空港	1	
						記載無し	関西国際空港	2	
カメ類	空路	旅具	シンガポール	記載無し	成田国際空港	1			
						中国	関西国際空港	1	
					タイ	記載無し	成田国際空港	9	
						記載無し	中部国際空港	3	
						不明	不明	1	
					中国	記載無し	成田国際空港	3	
					フィリピン	タイ	関西国際空港	1	
					メキシコ	カナダ 中国	成田国際空港	1	
					身辺隠匿	タイ	記載無し	成田国際空港	1
						タイ	記載無し	成田国際空港	1
				商業コンテナ	中国	記載無し	成田国際空港	1	
					アメリカ	記載無し	成田国際空港	1	
				郵便物	タイ	記載無し	成田外国郵便	1	
		その他の虫類	空路	旅具	タイ	記載無し	成田国際空港	1	
						関西国際空港	1		
							中部国際空港	2	
					中国	記載無し	成田国際空港	2	
					フィリピン	タイ	関西国際空港	1	
					インドネシア	シンガポール	成田国際空港	1	
					アメリカ	記載無し	成田国際空港	1	
					エジプト	記載無し	成田国際空港	1	
					南アフリカ	シンガポール	関西国際空港	1	
					商業コンテナ	タイ	記載無し	成田国際空港	1
					中国(香港)	記載無し	成田国際空港	1	
					ロシア	記載無し	新潟港	1	
魚類	海路			乗組員	インドネシア	タイ	成田国際空港	1	
								中国	記載無し
						マレーシア	記載無し	中部国際空港	1
								成田国際空港	1
ラン科植物 Orchidaceae spp.	空路	旅具	タイ	記載無し	関西国際空港	5			
						中部国際空港	1		
							関西国際空港	1	
					中国	記載無し	富山空港	1	
							鹿児島空港	1	
					韓国	記載無し	関西国際空港	1	
					ベトナム	韓国	関西国際空港	1	
					マレーシア	マレーシア	関西国際空港	1	
					ラオス	ベトナム	中部国際空港	7	
					ブラジル	アメリカ	成田国際空港	1	
				商業コンテナ	中国	記載無し	関西国際空港	1	
					台湾	記載無し	福岡空港	1	
		その他の植物	空路	旅具	マレーシア	マレーシア	関西国際空港	1	
								オランダ	記載無し
体の一部・製品									
形態カテゴリー	運搬経路	運搬手段	船積国	経由国	到着港	件数			
象牙	空路	旅具	南アフリカ	台湾	記載なし	那覇空港	1		
						香港	成田国際空港	1	
						アメリカ	記載なし	成田国際空港	1
			商業コンテナ	アメリカ	記載なし	関西国際空港	1		
	海路	商業コンテナ	マレーシア	アメリカ	大韓民国	大阪南港	1		
							東京港	1	
						記載なし	東京港	1	
その他の 体の一部・製品	空路	旅具	中国	記載なし	関西国際空港	1			
						富山空港	1		
					ラオス	ベトナム	中部国際空港	1	
					南アフリカ	記載なし	成田国際空港	1	
					単独携帯	ロシア	記載なし	新潟空港	1
			商業コンテナ	タイ	記載なし	那覇空港	1		
	海路	商業コンテナ	中国	インドネシア	記載なし	神戸港	1		
							記載なし	大阪南港	1
							記載なし	神戸外国郵便	1
							記載なし	神戸外国郵便	1
						記載なし	神戸外国郵便	1	

※ 対象事例件数： 輸入差止有・通告処分 71件、輸入差止有・告発 9件、輸入差止無・通告処分 12件、輸入差止無・告発 10件 合計 102件
 ※ 複数の主要分類群を同時に密輸した事例、また同じ動物種の製品を複数の密輸ルートで持ち込んでいる事例があるため、各項目件数の合計は、犯則調査事例件数を超過している。
 ※ 中部国際空港は名古屋空港を引継いだ新空港(2005年2月開港)なので、「名古屋空港」の件数は「中部国際空港」にまとめた。
 ※ 「船積国」は、犯則処分表の「仕出国」、輸入差止実績の「輸出国」、任意放棄台帳の「輸出国」から特定した。ただし、輸入差止実績と任意放棄台帳の「輸出国」が任意放棄台帳の「仕出国」が異なる場合は、犯則処分表の「仕出国」を「船積国」とし、輸入差止実績、任意放棄台帳の「輸出国」を「経由国」とした。
 ※ 「経由国」は、犯則処分表の「経由国」から特定した。

- ・ 運輸経路（空・海）・運搬手段について
 - 生体・死体
 - ◇ 運輸経路（空・海）のほとんどを空路が占める。運搬手段については、商業コンテナは非常に少なく、ほとんどが旅具としての持ち込みである。
 - 体の一部・製品
 - ◇ 運輸経路（空・海）は、空路が海路よりやや多い程度である。運搬手段については、空路では旅具が多いが、海路では雑多である。

- ・ 密輸ルート（船積国と日本の到着港）について
 - 生体・死体

以下のルートが、事例が多い。

 - ◇ タイー成田国際空港（東京）ルート

スローロリス、その他ほ乳類、カメ類、その他は虫類等。タイから中部国際空港（カメ類等）、関西空港（ラン等）へルートがとられる事例も少なくない。
 - ◇ インドネシアー関西国際空港（大阪）ルート

スローロリス、カワウソ、鳥類等。
経由国としてはシンガポールが多い。
 - ◇ ラオスー中部国際空港（旧名古屋空港）ルート

ラン等。
 - ◇ 中国ー成田国際空港（東京）ルート

カメ類。

 - 体の一部・製品

サンプルが少ない中で密輸ルートが多岐にわたっているため、その特徴を指摘することは難しい。以下、規模の大きい具体的事例にあらわれたルートを例示する。

 - ◇ 象牙

空路（アメリカ→成田国際空港、台湾→那覇空港）
海路（アメリカ→東京港、マレーシアー韓国→大阪港）
 - ◇ ベッコウ（タイマイの甲）

海路（インドネシア→大阪港）
 - ◇ ユウタン

空路（ロシア→新潟空港）
海路（ロシア→石巻港、ロシア→福井港）

1.2.7 附属書掲載状況に変化があった種に関する犯則事件処分事例の発生状況

2003～2008年の全期間でワシントン条約附属書の掲載状況に大きな変化があった種について、附属書掲載状況が変化する前後一定期間における、すべての犯則事件処分事例の件数を示した。このような種として、クモノスガメ（生体・死体）（表 1.2.7-1）、スローロリス（生体・死体）（表 1.2.7-2）、アフリカゾウ（象牙）（表 1.2.7-3）があげられる。

なお、附属書Ⅱに新規掲載された淡水性カメ 2 種（カクガ・テクタ、ニシクイガメ）、中国によ

って附属書Ⅲに新規掲載された同 7 種について、附属書掲載後に犯則事件処分事例が発生している。

表1.2.7-1 附属書掲載状況に変化があった種に関する犯則事件処分事例発生状況: クモノスガメ(Pyxis arachnoides)

データ始期～附属書改正1年前(約10月)		附属書改正1年前～附属書改正(1年)		附属書改正～新附属書発効(90日)		新附属書発効後～データ終期(約4年)	
2003年1月～2003年10月14日		2003年10月15日～2004年10月14日		2004年10月15日～2005年1月11日		2005年1月12日～2008年12月31日	
事例数	頭数	事例数	頭数	事例数	頭数	事例数	頭数
3	31	1	1	0	0	0	0

* 附属書ⅡからⅠへ移行 (CoP13 2004)
* 2004年10月14日、COP 13において附属書改正決定。2005年1月12日、新附属書発効。

表1.2.7-2 附属書掲載状況に変化があった種に関する犯則事件処分事例発生状況: スローロリス類(Nycticebus spp.)

データ始期～附属書改正1年前(約3年6月)		附属書改正1年前～附属書改正(1年)		附属書改正～新附属書発効(90日)		新附属書発効後～データ終期(約1年3月)	
2003年1月～2006年6月15日		2006年6月16日～2007年6月15日		2007年6月16日～2007年9月13日		2007年9月14日～2008年12月31日	
事例数	頭数	事例数	頭数	事例数	頭数	事例数	頭数
14	179	7	130	2	10	2	6

※ 附属書ⅡからⅠへ移行 (CoP14 2007)
※ 2007年6月15日、COP 14において附属書改正決定。2007年9月13日、新附属書発効。
※ 複数の密輸行為がある事例が1件ある。

表1.2.7-3 附属書掲載状況に変化があった種に関する犯則事件処分事例発生状況: アフリカゾウ(Loxodonta africana)

データ始期～附属書改正1年前(約3年6月)		附属書改正1年前～附属書改正(1年)		附属書改正～新附属書発効(90日)		新附属書発効後～データ終期(約1年3月)	
2003年1月～2006年6月15日		2006年6月16日～2007年6月15日		2007年6月16日～2007年9月13日		2007年9月14日～2008年12月31日	
事例数	数量	事例数	数量	事例数	数量	事例数	数量
3	12no. 1,738no. 2,006 g	4	18,536no(2,794kg) 4no.(810g) 12no.(1,628g) 2,218g	0	0	0	0

※ 附属書注釈を改正し、象牙の1回限定輸出を承認 (CoP14 2007)
※ 2007年6月15日、COP 14において附属書改正決定。2007年9月13日、新附属書発効。

・ クモノスガメおよびスローロリスの事例について

➤ いずれも附属書掲載状況の変化により、商業取引が禁止された事例である^{注1.2.7-1}。これらの事例における犯則事件処分事例の発生状況には、次の傾向が見られる。

- ◇ データ始期以降継続して事例発生があったが、附属書改正1年前から改正時までには事例発生が増加(スローロリス)あるいは増加したとはいえないが継続(クモノスガメ)した。
- ◇ 附属書改正決定以降(データ終期まで)、クモノスガメについては約4年間事例発生がなく、スローロリスについては約1年6ヶ月の間に事例発生が著しく減少している。

注1.2.7-1

クモノスガメはCoP13(締約国会議終了:2004年10月14日 改正発効:2005年1月12日)において、スローロリスはCoP14(締約国会議終了:2007年6月15日、附属書改正発効:2007年9月13日)において、附属書ⅡからⅠへの移行が決定された。

・ 象牙の事例について

- 附属書掲載状況の変化により、ワシントン条約による商業取引禁止が緩和された事例がある^{注1.2.7-2}。ただし、緩和された内容が特定輸出国における特定在庫を1回限り輸出するものとされていること、附属書改正（附属書注釈の改正）の時点で輸出時期が確定していないこと、輸出時期までに特定輸出国に一定の条件違反があれば輸出が禁止される旨決定されていたこと等の特殊事情がある。
- 象牙の事例における犯則事件処分事例の発生状況には、次の傾向が見られる。
 - ◇ データ始期以降継続して事例発生があったが、附属書改正1年前から改正時までには事例発生が著しく増加している。
 - ◇ 附属書改正以降、データ終期までの間（約1年6ヶ月）、事例発生がない。

注1.2.7-2

附属書Ⅱに掲載されたアフリカゾウ個体群すべてに関する注釈を差し替えることが決定された（CoP14（締約国会議終了：2007年6月15日 改正発効：2007年9月13日））。従来の注釈からの変更点は次のとおり。

- 革製品は、ボツワナについて、非商業目的に限定されていたものが、商業目的あるいは非商業目的で取引できると変更された。
- 毛の取引は、ナミビアについてのみだったものが、すべての国について取引できるとされた（商業目的あるいは非商業目的）。
- 未加工象牙について、Cop12で合意済みの政府所有在庫の量に加え、2007年1月31日時点で登録されかつ取引、発送が許される旨の事務局の検証を受けたボツワナ、ナミビア、南アフリカ共和国およびジンバブエの政府在庫が、Cop12で合意済みの象牙とともに、事務局の厳格な監督の下に1仕向け先に対して1回限りの販売で取引できるとされた。

ただし、Cop12で合意された象牙に追加される量については、常設委員会の合意後に初めて取引できる。

また、Cop14以降かつ1回の輸出の時から9年間が経過するまでの間、既に附属書Ⅱに掲載されているアフリカゾウ個体群の象牙取引再開は許されない。

・ ワシントン条約附属書掲載状況の変化と犯則事件処分事例との関係について

- 以上の3事例から、ワシントン条約附属書掲載状況の変化は、犯則事件処分事例に一定の影響を与えていると推測される。
- その主要な原因としては、密輸を試みる犯則者側の事情と税関の法執行努力のあり方が考えられる。
 - ◇ 密輸を試みる犯則者側の事情：附属書改正前には、それが規制を強化する方向か、緩和する方向かに関係なく、規制の変化そのものが、犯則者に対して密輸を積極的に試みる動機付けを与えうる。
 - 規制が強化される見通しである場合、取締りが強化される前に密輸を敢行しようと試みる動機が生じる可能性がある。また、買入側（卸売業者、買入側プロ

一カーを含む) からすれば、規制強化後は商品価値が高騰し仕入れが困難になるるのでその前に取引しようと試みる動機が生じる可能性がある。

- 規制が緩和される見通しである場合、一般的には規制緩和後の方が取締りを受けるリスクは少ないといえる。しかし、上記象牙の事例のように、特定輸出国の象牙輸出完遂という時期に向けていっそうの取締強化が想定される場合は、その時期を経過するまではかえって取締りを受けるリスクが高まると考えられる。経済的利益に関しては、売却側（ストックを保有する者、売却側ブローカー）からすれば、商品価値が下落する前に取引しようと試みる動機が生じる可能性がある

◇ 法執行努力のあり方：附属書改正を挟む前後いずれにおいても、法執行努力の強化が期待されているといえる。

- 附属書開始前には、予想される改正内容が規制強化の方向であるか、規制緩和の方向であるかを問わず、いわゆる「駆け込み輸入」は発生しうる。また、附属書改正後は、規制強化の場合には取締の対象が新たに加わることになる。規制緩和が行われた場合でも、上記象牙の事例のように一定期間の密輸事例発生 の監視が求められる場合にはかえって法執行努力の強化が必要となる。
- ・ 以上の点からすると、上記3事例に見られる傾向は、税関の法執行努力のあり方そのものというよりは、犯則者側の事情が強く反映している可能性がある。特に附属書改正提案の対象となる種については、ワシントン条約締約国会議前における取締りのいっそうの強化が必要である。

1.2.8 犯則者数

すべての犯則事件処分事例における犯則者数を、通告処分・告発別に、表1.2.8-1に示した(年別)。

	通告		告発	
	個人	法人	個人	法人
2003年	27	0	3	0
2004年	13	1	5	1
2005年	7	1	11	1
2006年	18	1	7	1
2007年	23	0	7	1
2008年	6	0	5	0
合計	94	3	38	4

※ 対象事例数：輸入差止有・通告処分 71件、輸入差止無・通告処分 12件、輸入差止有・告発 9件、輸入差止無・告発(密輸) 10件 合計102件

※ 輸入差止有・告発事例のうち1件においては通告処分を受けた個人1を含み(共犯事件)、うち1件においては同じく法人1が含まれている(共犯事件)。

また、通告処分事例、告発事例それぞれについて、どのような人数帯の事例が多いかを表 1. 2. 9-2 に示した (2003~2008 年全期間)。

	通告処分の件数 (人数計)	告発の件数 (人数計)
1名	76 (76)	8 (8)
2名	6 (12)	7 (14)
3名	2 (6)	1 (3)
4名	0 (0)	2 (8)
5名	0 (0)	1 (5)
1法人	3	5
合計	84件 (94人)、3法人	19件 (38人)、4法人

※ 法人は個人とともに処分を受けているので、合計件数に独立して加算はされない。

※ 対象事例数: 輸入差止有・通告処分 71件、輸入差止無・通告処分 12件、輸入差止有・告発 9件、輸入差止無・告発(密輸) 10件 合計102件

※ 輸入差止有・告発事例の1件には、通告処分のみを受けた個人1、同じく法人1が含まれている。

通告処分事例においては、ほとんどが単独の行為であり (84 件中 76 件)、共犯者は多くても 3 名までである。

告発事例においては、共犯事件の割合が高くなる (19 件中 11 件)。犯則者が一番多い事例は 5 名である (1 件)。法人が処分を受けた事例も多い (5 法人)。

1. 2. 9 犯則者の国籍

すべての犯則事件処分事例における犯則者の国籍を表 1. 2. 9-1 に示した (年別)。

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	25	18	15	25	26	11
韓国	0	0	1	0	0	0
中国	1	0	0	0	1	0
台湾	0	0	2	0	2	0
ロシア	2	0	0	0	1	0
ケニア	1	0	0	0	0	0
不明	1	0	0	0	0	0

※ 対象事例数: 輸入差止有・通告処分 71件、輸入差止無・通告処分 12件、輸入差止有・告発 9件、輸入差止無・告発(密輸) 10件 合計102件

犯則者の国籍は、全期間を通じてほとんどが日本人である。データ上、特に注目すべき外国籍を特定することはむずかしい。

1.2.10 犯則者の職業

すべての犯則事件処分事例における犯則者の職業を表 1.2.10 に示した（年別）。

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	合計
会社員・役員	12	7	6	10	6	4	45
その他の有職者	4	8	8	7	16	4	47
無職	13	3	4	8	8	3	39
不明	1	0	0	0	0	0	1
ペット業界関係者	0	4	3	2	0	0	9
暴力団関係者	0	1	0	0	4	0	5

※ 対象事例数：輸入差止有・通告処分 71件、輸入差止無・通告処分 12件、輸入差止有・告発 9件、輸入差止無・告発(密輸) 10件 合計102件

会社員・役員、その他の有職者、無職がほぼ同数となっている。

なお、参考として、「犯則処分表」以外の情報（報道記事および公判傍聴記録）から把握できる限りで、ペット業界関係者、暴力団関係者の人数を示した。

1.2.11 犯則事件処分事例における輸入差止の成否

すべての犯則事件処分事例における輸入差止の成否を、年別に表 1.2.11 に示した。

		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	合計
輸入差止有	通告処分	20	11	7	10	17	6	71
	告発	3	2	1	2	1	0	9
	小計	23	13	8	12	18	6	80
輸入差止無	通告処分	4	0	0	8	0	0	12
	告発	0	1	2	2	2	3	10
	小計	4	1	2	10	2	3	22
総計		27	14	10	22	20	9	102

犯則事件処分が行われた事例の 80% (102 件中 80 件) は、通関時において無許可輸入が発覚し、輸入が差止められたことに端を発している。しかし、残りの 20% (102 件中 22 件) は、密輸貨物が水際を突破し、警察による主として種の保存法違反の捜査過程で関税法違反が発覚、後追いの的に犯則事件処分が行われている。

輸入差止が先行しない犯則事件処分における告発件数（10 件）が輸入差止の先行する告発件数（9 件）よりも多いことには注目を要する。懲役相当の重大案件に対する法執行において、国内流通過程における取引規制がそれだけ重要な機能を果たしていることを意味するからである。

国内取引規制の水際規制を補完する機能を積極的に評価しその強化をはかるべきこと、税関と

警察との連携強化をはかるべきことがいっそう強調されるべきといえる。

1.2.12 各税関における犯則事件の処分状況

すべての犯則事件処分事例について、犯則事件を管轄した税関別の処分件数を表 1.2.12 に示した（年別）。

官署名	2003		2004		2005		2006		2007		2008		総計	
	通告処分	告発												
函館税関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京税関	10	0	4	1	6	1	6	0	8	1	2	0	36	3
成田税関支署														
その他	1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	3	1	7
計	11	0	4	2	6	2	6	1	8	2	2	3	37	10
横浜税関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋税関	2	2	1	1	0	0	7	1	1	0	0	0	11	4
中部空港税関支署														
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
計	2	2	1	1	0	0	7	1	1	0	0	0	11	5
大阪税関	9	0	6	0	0	0	4	1	6	0	2	0	27	1
関西空港税関支署														
その他	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	2
計	9	1	6	0	1	0	4	2	6	0	2	0	28	3
神戸税関	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	4	0	0
門司税関	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
長崎税関	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
沖縄地区税関	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1
総計	24	3	11	3	7	3	18	4	17	3	6	3	83	19

※ 対象事例数：輸入差止有・通告処分 71件、輸入差止無・通告処分 12件、輸入差止有・告発 9件、輸入差止無・告発(密輸) 10件 合計102件
 ※ 中部国際空港は名古屋空港を引継いだ新空港(2005年2月開港)なので、「名古屋空港税関支所」の件数は「中部空港税関支所」にまとめた。

犯則事件処分事例の件数をもっとも多いのは東京税関（全期間総計 47 うち告発事例 10）で、大阪税関（同 31 うち告発事例 3）、名古屋税関（同 16 うち告発事例 5）が続いている。このデータで見ると、大阪税関では告発事例の割合が相対的に低くなっている。

いずれの税関においても件数の大部分を占めるのは、管轄下の主要空港における事例である。

第2章 捜査機関および司法機関による法執行

2.1 捜査機関による捜査

2.1.1 捜査が行われた事例の件数

捜査が行われたことが把握された事例を対象事例^{注2.1.1}とし、その件数を表2.1.1に示した(年別)。

ただし、対象事例には、税関から検察官に告発が行なわれた事例も含めた、対象事例の総計は35件である。

対象「事例」は、犯行の時期、場所、関与者、対象種等の諸事情に基づき、事件としてまとまりのある単位に整理したものである。

注2.1.1

対象事例の範囲は新聞報道された事例とし、各事例における被疑者の範囲はそこで被疑者として扱われている者とした。

年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	合計
事例件数	8	5	6	7	4	5	35

※ 対象事例の範囲は新聞報道された事例とし、各事例における被疑者の範囲はそこで被疑者として扱われている者とした。
 ※ 「事例」は、犯行の時期、場所、関与者、対象種等の諸事情に基づき、事件としてまとまりのある単位に整理したものである。

2.1.2 違反行為類型(詳細)

対象事例の件数を、違反行為類型(詳細)別に、表2.1.2に示した(年別)。

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	計
密輸	3	3	3	4	3	3	19
違法な国内譲渡・譲受	4	3	3	3	2	5	20
違法な販売目的陳列	2	1	2	2	0	1	8
違法な所持	0	0	0	0	1	0	1
虚偽登録等手続違反	0	0	2	0	0	0	2
野生生物以外の禁制品 (銃砲刀剣類、薬物等)に関する犯罪	0	0	0	1	0	0	1
上記以外の犯罪で野生生物犯罪と 関連があるもの	4	0	2	2	1	2	11
上記以外の犯罪で野生生物犯罪と 関連がないもの	0	0	0	1	0	1	2
計	13	7	12	13	7	12	64

※「密輸」はすべて密輸入
 ※複数の違反行為類型に該当する事例については、それぞれの類型にカウントした。

密輸および違法な国内譲渡・譲受がほぼ同数でもっとも多い。

「違法な所持」は薬事法違反上の無許可販売目的貯蔵である。

「上記以外の犯罪で野生動植物種犯罪と関連があるもの」は、たとえば譲渡のために種の保存法上必要とされる登録票を偽造し使用したもの(公文書偽造・行使)、野生動植物種種の窃盗、種の保存法に基づく登録済みと偽って野生動植物種を販売したもの(詐欺)などである。

「上記以外の犯罪で野生動植物種犯罪と関連がないもの」は、たとえば無免許運転（道路交通法違反）、野生動植物種取引とまったく別機会の大麻取締法違反などである。

2.1.3 形態・野生動植物の種

対象事例にかかる野生動植物種種の数量を、主要形態カテゴリー・主要分類群の組み合わせ別に、表 2.1.3 に示した（年別）。

表2.1.3 捜査が行われた事例にかかる野生動植物種の数量(主要形態カテゴリー・主要分類群別、年別)

	単位: no.(件)					
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
生体・死体 合計	111	25	39	437	7	26
スローリス <i>Nycticebus spp.</i>	2	0	0	0	0	11
カワウソ <i>Lutrinae spp.</i>	0	0	0	0	0	0
その他の哺乳類	4	0	0	0	3	0
鳥類	0	0	1	4	0	0
カメ類	75	25	34	11	4	5
その他の爬虫類	18	0	4	4	0	10
魚類	12	0	0	0	0	0
両生類	0	0	0	0	0	0
無脊椎動物	0	0	0	0	0	0
(動物生体・死体小計)	111	25	39	19	7	26
ラン <i>Orchidaceae spp.</i>	0	0	0	418	0	0
その他の植物	0	0	0	0	0	0
(植物生体・死体小計)	0	0	0	418	0	0
体の一部・製品 合計	1550	1	1738	18552	5	0
象牙	0	0	1738	18552	2	0
その他の体の一部・製品	1550	1	0	0	3	0

※単位がno.でないものは、単位、数量にかかわらず1no.として、集計した。
 ※ 数量不明のものは1no.として集計した。

生体・死体では、カメ類が圧倒的に多い。2006年にはラン等の植物の密輸事例およびパフィオペディルム属のランの違法国内譲渡・譲受事例が発生しており、植物の数量が多くなっている。植物の国内取引規制違反事例はこの後者の事例のみである。

体の一部・製品のうち、「象牙」については、2005年に沖縄空港で輸入が差止められた1,738点の象牙印材、2006年に大阪港で輸入が差し止められた608点の象牙カット・ピース（切断された牙）および17,928点の象牙印材が多数を占める。2003年の「その他の体の一部・製品」の1,550点は、インドネシアから大阪港に密輸されたべっ甲である（タイマイの背甲には1頭当たり、13枚の鱗板がある）。

2.1.4 附属書掲載状況

対象事例の件数を、野生動植物種のワシントン条約附属書への掲載状況別に、表 2.1.4 に示した（2003～2008年全期間）。

表2.1.4 捜査が行われた事例の件数(附属書掲載状況別、全期間)

形態	附属書 I を含む事例		附属書 I を含まない例		計	
	附属書 I のみ	附属書 II も含む	附属書 II のみ	附属書 III も含む		
生体・死体	動物	23	3	2	0	28
	植物	1	0	0	0	1
体の一部・製品	動物	1	5	0	0	6
	植物	0	0	0	0	0
小計		25	8	2	0	35
総計		33		2		35

※「附属書 I と附属書 II を含む事例」には、附属書のデータが「I あるいは II」という事例も含まれる。(象牙印材、象牙加工品)

附属書 I 掲載種を含む事例が圧倒的に多い。その原因の一つは、種の保存法による国内取引規制の対象が附属書 I 掲載種に限定されているためである。

動物種の「不明」は、ロシアから密輸した「ユウタン」(クマの胆嚢)を販売目的で許可なく貯蔵した事例である(薬事法違反)。クマ類には附属書 I 掲載のものと II 掲載のものが含まれるが、本件では種の特定はされていないため掲載附属書は不明とした。なお、種の保存法の譲渡規制は、ユウタンについては適用されていない。

附属書 II のみの事例は、いずれも関税法違反で税関が告発したケースである。

2.1.5 レッド・リスト掲載状況

対象事例の件数を、野生動植物種の IUCN レッド・リストへの掲載状況別に、表 2.1.5 に示した(2003~2008 年全期間)。

表2.1.5 捜査が行われた事例の件数(レッド・リスト掲載状況別、全期間)

		絶滅危惧種 (CR, EN, VU) を含む事例		絶滅危惧種 (CR, EN, VU) を含まない事例	不明、記載なし等	計
		CR, ENを含む	VUのみ			
生体・死体	動物	9	14	4	0	27
	植物	1	0	0	1	2
体の一部・製品	動物	1	4	0	1	6
	植物	0	0	0	0	0
小計		11	18	4	2	35
総計		29		4	2	35

8割以上の事例が、IUCN レッド・リスト上の絶滅危惧種に関するものとなっている。

レッド・リストへの掲載状況が捜査にどのような影響を与えているのか実態は不明であるが、違反行為の対象となった野生動植物種がレッド・リストの絶滅危惧種であることは、犯情を重くする要素として考慮されるべきである。

2.1.6 警察による違反行為把握の端緒

税関ではなく警察によって違反行為が把握された事例(35 事例中 24 事例)について、密輸(関税法違反もしくは外為法違反)および国内取引規制違反(基本的に種の保存法違反^{注 2.1.6})別に整理し、捜査の端緒を表 2.1.6 に示した(2003~2008 年全期間)。

注 2.1.6

薬事法違反上の無許可販売目的貯蔵（ユウタン）を国内取引規制違反に加えた（共犯者である2名）。

表2.1.6 捜査が行われた事例の件数（違反行為把握の端緒別、違反行為類型別、全期間）

警察による違反行為(物件) 発見の端緒類型	密輸のみ	国内取引規制違反のみ	密輸および国内取引規制違反	計 (件数)
行政機関の通報・告発による捜査	0	1	0	1
行政機関以外の通報・告発による捜査	0	5	2	7
独自捜査	1	7	5	13
不明	0	2	1	3
総計 (事例件数)	1	15	8	24

※ 「密輸」は関税法違反もしくは外為法違反。「国内取引規制違反」は、違法譲渡・譲受、販売目的陳列等種の保存法違反。ただし、各類型において、それら以外の犯罪事実について判決されている場合がある。
例：動物の愛護及び管理に関する法律違反(殺傷)、特定外来生物による生態系等の被害の防止に関する法律違反、詐欺、窃盗、公文書偽造・行使、大麻取締法違反等

※ ただし、2007年の「密輸および国内取引規制違反」の6名中2名については、種の保存法違反はなく、薬事法に基づく無許可販売目的貯蔵をもって、国内取引規制違反とした。

・違反行為類型と警察による捜査の関係

1 件をのぞき、警察によって違反行為が把握された事例のすべてが国内取引規制違反を含んでいる。また、上記 1 件の「密輸のみ」の事例も、関連事例（2 事例）における国内取引規制違反の捜査が大元の端緒となっている。

捜査においては違反行為の対象物を特定しなければならないが、警察が独自に対象物を探知できるのは、既に水際を突破して国内を流通する過程においてである。上記の結果はこのことを示している。警察が国内取引規制違反を探知した後は、その捜査過程で密輸に関する証拠が得られた場合にはその立件にまで至るとというのが実際の捜査の流れだと推測される。

・警察による違反行為把握の端緒類型

「警察の独自捜査」がもっとも多い。13 件中 3 件は関連事例である。

「行政機関以外の通報・告発による捜査」も 7 件あるが、うち 4 件は関連事例である。

2.1.7 違反行為発生から逮捕までの期間

違反行為発生から逮捕までの期間を表 2.1.7 に示した（2003～2008 年全期間）。

期間	員数
3年以上	1
2年以上3年未満	4
1年以上2年未満	18
6月以上1年未満	18
3月以上6月未満	7
3月未満	5
総計	53

※ 違反行為が複数ある場合は、もっとも早い行為時を基準とした。

※ 逮捕が複数ある場合は、逮捕にかかる犯罪事実が最初の違反行為であるかどうかに関係なく、最初の逮捕を基準とした。

※ 15日以上は1月へ繰り上げ。

違反行為発生から逮捕までの期間は、全体の 70%近い事例において、6 月以上 2 年未満の範囲に集中している。

2.1.8 捜査を行った警察署の所属官署

対象事例を管轄した警察署の所属官署とその取扱件数を、表 2.1.8 に示した（年別）。

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	総計
官署名	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
警視庁	4	3	3	2	1	5	18
北海道警	1	-	-	-	-	-	1
埼玉県警	4	-	-	-	-	-	4
大阪府警	1	-	-	3	-	-	4
愛知県警	2	-	1	-	-	-	3
千葉県警	-	1	-	-	1	-	2
京都府警	-	-	1	-	-	-	1
沖縄県警	-	-	1	-	-	-	1
福岡県警	-	-	-	1	-	-	1
長野県警	-	-	-	-	1	-	1
群馬県警	-	-	-	-	1	-	1
不明	-	1	-	1	-	-	2
総計	12	5	6	7	4	5	39

※1事例について複数の警察が捜査している場合は、それぞれの官署にカウントした。

※捜査を行った警察署が不明の件数も総計にカウントした。

対象事例（35 件）において、11 の警察が捜査に当たっている（不明を除く）。警視庁が所管した事例が 18 件と群を抜いて多い。

2.2 司法機関による刑事処分

2.2.1 被疑者に対する公訴提起

捜査が行われたことが把握された事例を対象事例とし^{*注 2.2.1}、被疑者に対する公訴提起の状況を表 2.2.1 に示した（2003-2008 年全期間）。

注 2.2.1

注 2.1.1 で述べた対象事例と同一である。

	員数	うち法人
公判請求	31	3
略式命令	5	0
不起訴	3	0
略式・公判請求不明	3	1
不起訴・略式不明	36	1
不明	11	0
総計	89	5

※ 対象事例の範囲は新聞報道された事例とし、各事例における被疑者の範囲はそこで被疑者として扱われている者とした。
※ 「送検する方針」、「書類送検」と報道されている者については「不明」とした。
ただし、共犯者のみが公判請求されている場合は「不起訴・公判請求不明」とした。
※ 「在宅起訴」と報道されている者については「略式・公判請求不明」とした。

把握された 89 名（うち法人 5）の被疑者のうち、31 名（うち法人 3）が公判請求されている。

不起訴か略式か不明である者が多いが、その相当部分は、違法譲渡・譲受事例（種の保存法違反）における譲受人である。業としてではなく譲受けをした者が公判請求された例はない。確かに、業として買い受けた者と、自己使用のために買い受けた者との間に犯情の違いを認めるべきことは当然といえる。一方、消費需要が野生動植物種犯罪を引き起こしていることから、一般予防の見地からも、警察および検察官にいつそう厳しい姿勢が求められている。違法譲渡が処罰される限り、譲受人が詐欺罪の被害者となっている場合（種の保存法上の登録が装われた場合など）や、よほど軽微な事例以外は、安易に不起訴にすべきではない。とくに、違法行為であることをよく承知の上積極的に購入を求めているケースでは、譲渡人とともに公判請求することもめらうべきでない。

2.2.2 第一審裁判所で有罪判決を受けた者にかかる罪名および罰条

第一審裁判所で有罪判決を受けた者の罪名および罰条別人員を、表 2.2.2-1 に示した（2003～2008 年全期間）。

	員数	うち法人
関税法違反(無許可輸入) 第111条1項、67条	20	2
外国為替及び外国貿易法違反(無承認輸入) 第70条33号、52条	10	2
種の保存法違反(違法譲渡・譲受) 第58条1項1号、12条1項	15	1
種の保存法違反(虚偽登録等) 第59条1項3号	4	1
種の保存法違反(販売目的陳列) 第62条1号、17条	4	0
種の保存法違反(無届特定国際種事業営業) 第62条2号、第33条の2	5	2
種の保存法違反(無届譲受) 第63条6号、21条4項	0	0
総計	58	8

※ 公判請求されたことが確認された者を対象とした(31名うち法人3)。全員が第一審裁判所
 有罪判決を受けている。

※ 被告人が複数の罪名にかかる犯罪事実について判決を受けている場合がある。

※ 対象となる罪名は、関税法違反、外為法違反および種の保存法違反である。
 ただし、それら以外の罪名についても判決を受けている場合がある。
 例: 動物の愛護及び管理に関する法律違反(殺傷)、特定外来生物による生態系等の被害の防止
 に関する法律違反、薬事法違反、詐欺、窃盗、公文書偽造・行使、大麻取締法違反等

第一審裁判所
 有罪判決を受けた者は、対象事例において公判請求された者と一致する（公判
 請求された者が全員、有罪判決を受けている）。

内訳をみると、密輸（関税法違反、外為法違反）を行った者の計 30 名が、種の保存法に違反し
 た者の合計 28 名をわずかに上回る。

無届特定国際種事業営業に関する 5 名（うち法人 2）は、象牙の譲渡しを伴う業の届出を怠っ
 て加工用材料の象牙（カット・ピース）の取引を行ったビリヤード製造業者である（2 事例）。

第一審で
 有罪判決を受けた人員を、密輸（関税法違反もしくは外為法違反）および国内取引規
 制違反（基本的に種の保存法違反^{注 2.2.2}）別に整理し、表 2.2.2-2 に示した（年別）。

注 2.2.2

薬事法違反上の無許可販売目的貯蔵（ユウタン）を国内取引規制違反に加えた
 （共犯者である 2 名）。

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	不明	総数
密輸のみ	1	0	1	1	4	0	0	1	8(0)
国内取引規制違反のみ	0	4	0	5(1)	0	2	0	0	11(1)
密輸および国内取引規制違反	0	0	0	2	6(2)	3	1	0	12(2)
総数	1	4	1	8(1)	10(2)	5	1	1	31(3)

※ 「密輸」は関税法違反もしくは外為法違反。「国内取引規制違反」は、違法譲渡・譲受、販売目的陳列等種の保存法違反。ただし、各類型において、それら以外の犯罪事実について判決されている場合がある。
 例：動物の愛護及び管理に関する法律違反(殺傷)、特定外来生物による生態系等の被害の防止に関する法律違反、詐欺、窃盗、公文書偽造・行使、大麻取締法違反等

※ ただし、2007年の「密輸および国内取引規制違反」の6名中2名については、種の保存法違反はなく、薬事法に基づく無許可販売目的貯蔵をもって、国内取引規制違反とした。

※ ()内は、員数に含まれるうち法人数。

※ 2009年の1名は、2008年に公判請求され、第1回公判が開かれたが、判決は2009年となったもの。

※ 「不明」は、判決期日が特定できなかったもの(2004年末から2005年にかけてと推測される。)

2006年、2007年は員数が多くなっているが、比較的共犯者の多い事例が複数存在するためである。

密輸のみで判決を受けた被告人は、その関連事件が国内取引規制違反を含む被告人3名を除き、すべて税関から先行的に告発を受けて警察が違反行為を把握した事例にかかる者である。

密輸および国内取引規制違反について判決を受けた被告人は、国内取引規制違反の捜査から密輸で訴追されるに至った者が多い。ただし、税関における輸入差止を端緒に、その業者の国内取引規制違反へ、さらに他業者の国内取引規制違反へ、そしてその業者の密輸の訴追へと発展したケースもある(象牙にかかる事例)。

国内取引規制違反のみで有罪判決を受けた被告人は、3名(うち法人1)を除き、密輸捜査へ発展できなかった事例にかかる者である。当該野生動植物種種の国内取引が発覚した時点では輸入から相当時間が経過しているなど入手源が特定できなかった事例、密輸が想定されていない動物園から盗み出した動物の譲渡事例などがある。

上記3名(うち法人1)のうち2名(うち法人1)については、密輸への関与が疑われた主犯格である法人代表者に対してその裏付けができず、国内取引規制違反の訴追にとどまったものである。密輸で訴追され有罪判決を受けたのは同種前科のある、いわゆる運び屋(2名)にとどまった。

2.2.3 第一審裁判所での有罪判決を受けた者に対する刑期

第一審裁判所での有罪判決を受けた者の刑期区分別人員を表2.2.3に示した(2003~2008年全期間)。

表2.2.3 第一審裁判所で有罪判決を受けた者の刑期区分別人員(全期間)

刑期	全体員数
5年以下	2
3年・実刑	1
3年・執行猶予	0
2年以上・実刑	5
2年以上・執行猶予	4
1年以上・実刑	1
1年以上・執行猶予	9
6月以上・実刑	0
6月以上・執行猶予	2
6月未満・実刑	0
6月未満・執行猶予	1
不明	3
総計	28

※ 第一審で有罪判決を受けた法人を除く28名全員が有罪判決を受け、懲役刑を宣告されている。

※ 対象となる罪名は、関税法違反、外為法違反および種の保存法違反である。
ただし、それら以外の罪名についても判決を受けている場合がある。
例：動物の愛護及び管理に関する法律違反(殺傷)、特定外来生物による生態系等の被害の防止に関する法律違反、薬事法違反、詐欺、窃盗、公文書偽造・行使、大麻取締法違反等

懲役2年で実刑もしくは執行猶予付という事例と、懲役1年で執行猶予付という事例が多い。「5年以下」に区分される2名は、いずれも関税法違反、外為法違反、種の保存法違反の他に刑法犯でも訴追されているなど、やや特殊な事例である。

2.2.4 第一審裁判所で有罪判決を受けた者に対する罰金額

第一審裁判所で有罪判決を受けた者の罰金額区分別人員を、表2.2.4に示した(2003～2008年全期間)。

表2.2.4 第一審裁判所で有罪判決を受けた者の罰金額区分別人員(全期間)

罰金額	有罪判決 員数	略式罰金 員数
200万円以上	5(1)	0
150万円以上	3(1)	0
100万円以上	2	0
50万円以上	8(1)	2
30万円以上	2	0
20万円以上	0	2
10万円以上	0	1
10万円未満	0	0
総計	20(3)	5

※ 第一審で有罪判決を受けた者のうち罰金刑を宣告された者は20名うち法人3。略式命令を受けた者は5名。

※ ()内は法人数を示す。

※ 対象となる罪名は、関税法違反、外為法違反および種の保存法違反である。ただし、それら以外の罪名についても判決を受けている場合がある。
例：動物の愛護及び管理に関する法律違反(殺傷)、特定外来生物による生態系等の被害の防止に関する法律違反、薬事法違反、詐欺、窃盗、公文書偽造・行使等

50万円以上の罰金が多い。

参考として、略式命令による罰金額を示したが、そこでは、50万円が最高額となっている(略

式罰金の上限は 100 万円)。

2.2.5 公訴提起から第一審判決までの期間

公訴提起から第一審判決までの期間を表 2.2.5 に示した (2003～2008 年全期間)。

期間	員数	うち法人数
1年以上	1	0
6月以上1年未満	7	2
3月以上6月未満	13	1
3月未満	7	0
総計	28	3

※ 違反行為が複数ある場合は、もっとも早い起訴時を基準とした。
※ 15日以上は1月へ繰り上げ。

3月以上6月未満が多い。このような事例のほとんどは、公判が1回ないし2回で結審している。

期間が1年以上となった被告人が1名いるが、このケースでは、被告人自身の健康上の理由で第1回公判期日が遅れたことに加え、否認事件として公判廷が計8回開かれたという事情がある。

参考として、違反行為発生から第一審判決までの期間を表 2.2.5-2 に示した (2003～2008 年全期間)。

期間	員数	うち法人数
3年以上	2	0
2年以上3年未満	6	1
1年以上2年未満	7	2
6月以上1年未満	12	0
6月未満	1	0
総計	28	3

※ 違反行為が複数ある場合は、もっとも早い行為時を基準とした。
※ 15日以上は1月へ繰り上げ。

第3章 輸入が差止められ、任意放棄された生きた動物の取扱い

税関で輸入が差止められた後、任意放棄されたワシントン条約対象種の所有権は国庫に帰属する。また、生きている動物の場合は、輸出国への返送あるいは国内の保護センター等への移送が条約上求められている（ワシントン条約第8条第4項）。そのため、ワシントン条約上の管理当局に指定されている経済産業省が、税関より速やかに動物を引継ぎ、これを適切に取り扱わなければならない。しかし、経済産業省においてこれらの動物を直接飼育管理することはできない。

そこで、経済産業省は、財団法人日本動物園水族館協会と契約し、動物の飼育管理を委託することとしている。日本動物園水族館協会は、個々の動物ごとに協会加盟施設を選定して実際の飼育管理を依頼している。動物園・水族館に移送された動物は、同協会加盟施設間を移動することはあるが、事実上、動物園等で終生を過ごすこととなる。

なお、税関が輸入を差止められなかった密輸動物を国内で捜査機関が押収、その後所有権の任意放棄がなされ、あるいは判決で没収される場合がある。この場合も、判決確定後検察庁から経済産業省へ引継がなされ、上記の手続で協会に飼育管理が委託されている。このような事例において、経済産業省への引継前は、警察ないし検察庁が独自に動物園等へ飼育管理を委託している。

税関で輸入が差し止められてから（輸入が差止められなかった場合は緊急保護時から）、最終的に動物園等へ移送されるまでの生きた動物の取扱いの流れは次の通りとなっている。動物園等へ移送されるまでの期間について特に期限が設定されているわけではない。

- ・ 税関による輸入差止
- ・ 税関あるいは検察庁からの依頼により一時保管施設（以下に述べる霊長類の場合を除き民間業者）による緊急保護
- ・ その後、移送業者を通じて、動物園・水族館へ移送

なお、霊長類については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という）に基づき、エボラ出血熱、マールブルグ病の侵入防止のため、特別な措置がとられている（結核、細菌性赤痢の発生についても監視される）。すなわち、密輸された霊長類は、感染症の検査を経ないことが想定されるので、動物検疫所の隔離施設で90日間、隔離保管されることとなっている。したがって、霊長類については一時保管施設に保護されることはない。また、動物検疫所では、隔離が目的なので、治療や健康維持のための措置は想定されていない。この点で、霊長類とそれ以外の動物とでは、生存に向けた条件が異なっている。

そこで、犯則事件処分事例（「通告処分」および告発。第1章1.2参照）の範囲で、輸入が差止められ、その後任意放棄された生きた動物の輸入差止時、緊急保護時および移送時における累積の生存数・死亡数（死亡率）を表3-1に示した（2003～2008年全期間）。また、参考までにそれら動物の2010年3月時点における生存数および死亡数（死亡率）を推定した。

用いたデータは、以下のとおりである。

- ・ 輸入差止時の生死に関するデータ：「輸入差止実績」
- ・ 緊急保護時および移送時の生死に関するデータ：「任意放棄台帳」
- ・ 2010年3月時点の生死推定に関するデータ：「寄託管理報告書」

分類群	差止総数	輸入差止時			緊急保護時			移送時			2010年3月		
		生存数	死亡数 (死亡率)	不明	生存数	死亡数 (死亡率)	不明	生存数	死亡数 (死亡率)	不明	生存数	死亡数 (死亡率)	不明
霊長類	346	338	8 (2.3%)	0	130	216 (62.4%)	0	95	249 (72.0%)	2	17	258 (74.6%)	71
その他哺乳類	40	38	2 (5.0%)	0	10	22 (55.0%)	8	7	22 (55.0%)	11	6	23 (57.5%)	11
鳥類	47	40	7 (14.9%)	0	11	11 (23.4%)	25	11	11 (23.4%)	25	5	17 (36.2%)	25
カメ類	322	322	0 (0%)	0	241	81 (25.2%)	0	220	82 (25.5%)	20	82	167 (51.9%)	73
その他は虫類	358	356	2 (0.6%)	0	231	127 (35.5%)	0	225	131 (36.6%)	2	66	179 (50.0%)	113
無脊椎動物	46	40	6 (13.0%)	0	1	6 (13.0%)	39	1	6 (13.0%)	39	0	7 (15.2%)	39
合計	1159	1134	25 (2.2%)	0	624	463 (39.9%)	72	559	501 (43.2%)	99	176	651 (56.2%)	332

※ 対象事例数: 輸入差止有・通告処分 71件、輸入差止有・告発 9件 合計 80件のうち、生体・死体動物の事例 57件
 ※ 輸入差止時の生死は「輸入差止実績」、緊急保護時の生死および移送時の生死は「任意放棄台帳」に記録されたデータに基づく。
 ※ 「2010年3月」時点での生死は「寄託管理報告書」に記録された動物園に寄託飼育されている動物種、頭数、新規飼育日のデータを参考に推定したもの。

輸入差止時から緊急保護時にかけてのデータをみる。鳥類および無脊椎動物を除く各分類群とも、死亡率は数%以下にとどまっている。緊急保護時には、鳥類および無脊椎動物を除く各分類群とも、死亡率が急上昇している。とくに哺乳類ではその傾向が著しく、霊長類では輸入差止時に2.3%であったものが、緊急保護時には62.4%となっている。

緊急保護時から移送時にかけてのデータをみる。霊長類が約10ポイント上昇している点を除いては、各分類群ともほとんど変化がない。霊長類の死亡率上昇の傾向の原因は明らかでないが、緊急保護時に収容される動物検疫所では、治療や健康維持のための措置は想定されていないことが関係している可能性がある。

移送時から2010年3月時点にかけてのデータをみる。「2010年3月」時点での生死は「寄託管理報告書」に記録された動物園に寄託飼育されている動物種、頭数、新規飼育日のデータを参考に推定したものである。移送時から2010年3月までの期間は1年3ヶ月から6年10ヶ月までの幅がある(対象事例における最初の移送時が2003年5月、最後の移送時が2008年12月)。この間の死亡率は、哺乳類、無脊椎動物ではほとんど変化がなく、鳥類およびその他は虫類で13ポイント前後の上昇、カメ類で26ポイントの上昇が見られる。カメ類の死亡率の傾向の原因は明らかでないが、各分類群の中でもカメ類については動物園・水族館に寄託される数は多く、動物園・水族館における取り扱いが関係している可能性もある。

第4章 違法取引事例にみる法執行上・立法上の課題と解決策

第1ないし3章においては野生動植物種の違法取引にかかる法執行のあり方を示す様々なデータを検討してきた。その際、それらのデータからうかがわれる税関、捜査機関および司法機関による法執行上の課題とその解決策も示唆した。

以下では、第1章1.2(犯則事件の処分)、第2章2.1(捜査機関による法執行)、第2章2.2(司法機関による刑事処分)で検討対象とした個々の事例から、各法執行段階における課題、さらに法執行に影響を与える立法上の課題を抽出し、その解決策を考える。

※ 【 】内には、各事例のもっとも早い違反行為時の暦年と違反行為の概要を示した。

4.1 税関による通関検査

【2006年：608点(2,409kg)の未加工象牙(カット・ピース)および17,928点(385kg)の象牙製印材の無許可輸入】

【2006年：16点の加工象牙の無承認・無許可輸入、特定国際種事業無届出営業(象牙)】

【2006年：4,224gの加工象牙無承認・無許可輸入、特定国際種事業無届出営業(象牙)】

ワシントン条約附属書掲載状況の変化は、犯則事件処分事例の発生に一定の影響を与えていると推測される。その原因としては、税関の法執行努力のあり方そのものというよりは、犯則者側の事情が強く反映している可能性がある。附属書改正前には、それが規制を強化する方向か、緩和する方向かに関係なく、規制の変化そのものが、犯則者に対して密輸を積極的に試みる動機付けを与えうる(1.2.7参照)。したがって、特に附属書改正提案の対象となる種については、ワシントン条約締約国会議前における取締りのいっそうの強化が期待される。

【2003年：1頭のツノイグアナ属、5頭のスローロリス、2頭のフィリピンメガネザル、3頭のカワウソの無許可輸入】

【2007年：4頭の鳥類の無許可輸入】

この事例を含め、カワウソ類、鳥類等の密輸にかかる犯則事件調査では種が識別されていない例が散見される。しかし、たとえばカワウソ類は全体が附属書II以上に掲載される一方、附属書I掲載種も含む。犯則事件調査の対象とすらかどうか、さらに通告処分とするか告発するかの判断に際しても、附属書掲載状況が影響しうる(1.2.4参照)。最低限、密輸された種の掲載附属書を特定するに足りる程度の識別が徹底されることが期待される。

4.2 税関による犯則事件調査・処分

【2003年：50点の中国製二胡(ニシキヘビの皮を使用)の無許可輸入】

【2006年：24点の蛇皮を使用した楽器部分品の無許可輸入】

野生動植物種の体の一部・製品が犯則事件調査の対象とされる事例が、生体・死体と比較して

非常に少ない(1.2.3)。特に告発件数に対して通告処分件数が非常に少ない点を見ると(上記2事例はまれに通告処分が行われたケースである)、体の一部・製品については情状が特に悪質な事例にしばって犯則調査が行われていると推測される。体の一部・製品流通の背景には、その製品等を見て想像できる規模を相当超える野生動植物種の捕殺が存在するのが一般である。体の一部・製品の徹底した犯則事件調査が期待される。

【2004年：6頭のフィリピンメガネザル、4頭のグレイオオトカゲ、11頭のみズオオトカゲ、11頭のアミメニシキヘビ、41頭のジャワハコガメ、1頭のインドホシガメの無許可輸入】

【2006年：37頭のピグミースローロリスの無許可輸入】

【2007年：40頭のピグミースローロリスの無許可輸入】

【2007年：7頭のスローロリス、9頭のヒラセガメ、2頭のヨツメイシガメ、5頭のモエギハコガメ、7頭のオオガヤマガメ(スピングラーヤマガメ)、15頭のオオアタマガメ、2頭のジャノメガメ、42頭のチュウゴクワニトカゲの無許可輸入】

【2007年：2頭のモエギハコガメ、4頭のジャノメハコガメ、10頭のヨツメイシガメ、10頭のスッポンモドキ、62頭のチュウゴクワニトカゲ、2頭のクサガメ、6頭のミナミイシガメ、30頭のマダラスナボアの無許可輸入】

これらの事例では、密輸された数量が膨大であるにもかかわらず、犯則事件調査の結果、告発ではなく、通告処分がなされるにとどまっている。これらの種は、すべて附属書ⅡあるいはⅢ掲載種であるが、それが理由で告発されなかった可能性がある(1.2.4参照)。取引数量が大きい事例は、附属書Ⅰ掲載種を含まないとしても、積極的な告発が期待される。

【2006年：608点(2,409kg)の未加工象牙(カット・ピース)および17,928点(385kg)の象牙製印材の無許可輸入】

本件では、背後に韓国人の犯罪者グループが存在した。韓国籍の依頼人が、日本人の暴力団関係者に輸入名義人になることを依頼し、通関費用などは一味の韓国人が用意することになっていた。また、2.4トンもの未加工象牙、1万8000本もの印材を密輸したのであるから、特定の日本の象牙業者による買受が想定されていたと考えられる。

しかし、本件では密輸の依頼人は特定できたものの、逮捕はできなかった。それゆえまた、最終荷受人に至っては特定もできなかった。輸入名義人が逮捕されたのさえ、輸入が差し止められた2006年8月28日から5ヶ月以上経った2006年2月7日であった。

報道によれば、輸入名義人は、その経営する会社が大阪税関による捜索を受けた後、パソコン内のデータを消去し、復元不可能にするためのソフトウェアなどを用いて証拠隠滅を図ったという(朝日新聞07.2.8)。また、韓国籍の依頼人とその一味は、象牙が押収された後は、使用していた携帯電話を解約し、既に出国していることが確認されたという(朝日07.2.7、産経07.3.1)。

残念ながら、日本の法執行機関が密輸業者らに先手を打たれたという印象は否めない。

大量な象牙など、組織的な犯行が疑われる事例については特に、初動時からの税関と警察との密接な連携がとられることが期待される。

4.3 警察の捜査

【2003年：87,849.7GRのタイマイの甲の無許可輸入】

運び屋のみが逮捕、有罪判決を受けている。

インドネシアからの密輸において大理石内にべっ甲等を隠匿することは常套手段であるにもかかわらず、輸入者事務所の捜索から有力な証拠は得られず逮捕が断念された。

さらに、密輸べっ甲の販売先と見込まれていたべっ甲専門の製造販売業者が捜査されなかった。この製造販売業者の父親は2002年にべっ甲の無許可輸入等で実刑判決を受けている（それ以前にもべっ甲密輸の前科あり）。

加工用原材料の密輸事例については具体的な最終需要者とそこに至る取引ネットワークが存在する。同種過去事例との関連性も含め、背後関係の徹底した捜査が行われることが期待される。

【2006年：16点の加工象牙の無承認・無許可輸入、特定国際種事業無届出営業（象牙）】

【2006年：. 4,224gの加工象牙の無承認・無許可輸入、特定国際種事業無届出営業（象牙）】

上記2事例にかかる密輸象牙の供給先は同じく米国のA社であった。税関や警察がA社に関してどのような対応をとったかは不明である。

このように密輸品の海外における供給源が特定されている事例では、税関レベル、捜査機関レベルで関係国に積極的な情報提供を行うことが期待される。

4.4 検察官による公訴提起

【2007年：9頭のピグミースローロリスの無承認・無許可輸入、7頭のピグミースローロリスの違法譲渡】

【2007年：5頭のマダガスカルホシガメの無承認・無許可輸入、5頭のマダガスカルホシガメの違法譲渡】

この2件は関連事例である。これらの事例では、国内の譲受人が公判請求されていない。不起訴としたのか略式罰金を科したのかは不明である。とくにピグミースローロリス譲受人のうち1名は、領収書の日付をあえて種の保存法規制前の日付に遡らせることを譲渡人と共謀していることにもみられるとおり、譲受が違法であることを明確に認識していた。譲受人に対して法執行が甘いと、本件のような安易な気持ちで野生生物犯罪に加担する者に対する刑罰の一般予防効果が発揮されない。

業としてではなく譲受けをした者が公判請求された例はない（2.2.1参照）。確かに、業として買い受けた者と、自己使用のために買い受けた者との間に犯情の違いを認めるべきことは当然といえる。しかし、消費需要が野生動植物種犯罪を引き起こしていることから、警察および検察官にいっそう厳しい姿勢が求められている。譲受人が詐欺罪の被害者となっている場合（種の保存法上の登録が装われた場合など）や、よほど軽微な事例以外は、譲受人だけを安易に不起訴にすべきではない。とくに、違法行為であることをよく承知の上積極的に購入を求めているケースでは、譲渡人とともに公判請求することが期待される。

4.5 検察官による求刑

【2003年：87,849.7GRのタイマイの甲羅の無許可輸入】

【2006年：608点(2,409kg)の未加工象牙(カット・ピース)および17,928点(385kg)の象牙製印材の無許可輸入】

べっ甲密輸の事例では量がきわめて多く(約120頭分)、前科前歴がないとはいえ求刑(懲役1年、罰金50万円、べっ甲没収)が軽すぎる。

象牙の例にいたっては、日本における史上最大の象牙密輸に対するものとは思えない求刑である(求刑1年、罰金100万円、象牙没収)。

象牙取引やべっ甲取引は国際的関心が高く、特に象牙についてはワシントン条約上特別な国際的監視プログラムも設置されているところである。日本は主要な消費国であり、違法取引に対する取締りには大きな国際的責務を負っている。

違法取引された野生動植物種の数量の規模が、より量刑に反映されるべきである。また、特定の野生動植物種(象牙、べっ甲など)の違法取引がワシントン条約の国際的な運用および各締約国の責務という文脈の中でどのような意味をもっているかということも求刑に反映されるべきである。

4.6 裁判所による量刑

【2007年：9頭のピグミースローロリスの無承認・無許可輸入、7頭のピグミースローロリスの違法譲渡】

【2007年：5頭のマダガスカルホシガメの無承認・無許可輸入、5頭のマダガスカルホシガメの違法譲渡】

密輸について、外為法、関税法に加え、感染症予防法も罰条に加えられ、成立しうる犯罪が網羅されたケースである。また、犯罪事実としても密輸から国内取引規制違反まで可能な限り捜査、公訴提起されている。さらにピグミースローロリスの捜査から余罪のマダガスカルホシガメにも捜査を広げ、公訴提起までたどりついている。その意味での捜査努力は高く評価される。ところが、その成果が量刑に明確に反映されたとはいいがたい。求刑：懲役3年および罰金100万円に対し、宣告刑：懲役1年6月および罰金80万円と、刑期が相当減じられている。

犯罪事実の多さ、異なった目的の多数の法令違反という要素が十分考慮され、厳しい量刑判断が行われることが期待される。

4.7 生きた動物の取り扱い

【2005年：1頭のスローロリスおよび13頭のピグミースローロリスの無許可輸入】

この事例では、緊急保護された時点で生きていたスローロリス1頭およびピグミースローロリス7頭の全てが動物園への移送前に死亡している。

ピグミースローロリス7頭

動物検疫所における隔離期間：2005年8月3日まで

5月27日：1頭死亡、5月30日：3頭死亡、6月5日：1頭死亡、
6月6日：1頭死亡、6月12日：1頭死亡。

スローロリス1頭

動物検疫所における隔離期間：2005年8月3日まで

6月16日：1頭死亡

（「任意放棄台帳」より）

輸入が差止められた動物（生体・死体）1,159頭（57件）の輸入差止から動物園・水族館での飼育に至る過程での死亡率の変化については第3章で述べた。このデータ上も、緊急保護時から移送時にかけての死亡率は、各分類群ともほとんど変化がないのに対し、霊長類に限っては約10ポイント上昇していた。この違いの原因として、霊長類と他の分類群との間での動物の取り扱い方の差異、つまり緊急保護時に収容される動物検疫所では、治療や健康維持のための措置は想定されていないことが関係している可能性がある（第3章参照）。

種の保存法は、「希少野生動植物種の個体若しくはその器官又はこれらの加工品（以下「個体等」と総称する。）の所有者又は占有者は、希少野生動植物種を保存することの重要性を自覚し、その個体等を適切に取り扱うように努めなければならない」（第7条）と規定している。

動物検疫所においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく隔離保管に際しても、種の保存法が一般占有者に対して課している国際希少野生動植物種の個体の取扱い上の責務とのバランスに鑑みて、運用上、隔離保管の目的に反しない限度で適切な治療や健康維持のための措置がとられることが期待される。

4.8 立法上の課題

犯則事件処分における告発事例においては、輸入差止が先行しない場合（10件）の方が、輸入差止が先行する告発件数（9件）よりも件数が多い。このことから、懲役相当の重大な密輸事件を刑事処分に持ち込む上で国内取引規制は重要な機能を果たしているといえる（1.2.11参照）。

そこで、種の保存法による国内取引規制の水際規制を補完する機能を積極的に評価し、その強化をはかることが必要となる。

【2003年：4頭のガビアルモドキの無承認・無許可輸入、4頭の密輸入したガビアルモドキの違法譲渡、4頭の密輸入したガビアルモドキを国内で繁殖した個体として虚偽登録、1頭の虚偽登録されたガビアルモドキを相当額の価値あるものと誤信させ金銭を搾取（詐欺）】

【2004年：24頭の密輸入したマダガスカルホシガメを国内で繁殖した個体として虚偽登録、2頭の虚偽登録されたマダガスカルホシガメを相当額の価値のあるものと誤信させ金銭を搾取（詐欺）】

【2003年：4頭のサイイグアナの無承認・無許可輸入】

国際希少種の最終譲受人、いわゆる黒幕は、密輸の訴追を避けるため、ブローカー＝運び屋との連絡方法等について予防線を張ることが多い。いったん違法取引が発覚すると「依頼はしていない。自分の手元に持込んできたものを見て買うことにした」と主張するのが常である。それは、

密輸と比較して国内取引規制に対する処罰は軽いという認識があるためと考えられる。

実際、種の保存法上の国内取引規制違反に対する罰則は、最高で1年以下の懲役または100万円以下の罰金となっており、関税法上の無許可輸入の5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科、外為法上の無承認輸入の5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金（ただし違反行為の目的物の価格の5倍が500万円を超える場合はその価格）又は併科、と比較して著しく低くなっている。

黒幕の思惑どおり自分が国内取引規制違反のみで瀬追されることとなれば、主犯格の者が従たる運び屋よりも軽く処罰されるという不均衡が生じることになる。

本3事例は、全国有数のは虫類ペットの卸売業者（法人およびその代表者）関係の関連事例である。この事例では、実際、密輸へも関与が疑われた主犯格である法人代表者について密輸への関与の裏付けがとれず、国内取引規制違反の訴追にとどまっている。密輸で訴追され有罪判決を受けたのは同種前科のある、いわゆる運び屋（2名）にとどまった。その結果、主犯格の卸売業者に言い渡された刑期および罰金額は、ともに運び屋1名のそれを下回ることとなった。

第一審有罪判決における宣告刑

は虫類ペット大手卸売業者	懲役2年6月	罰金180万円
同法人		罰金180万円
運び屋1	懲役3年	罰金300万円
運び屋2	懲役2年	罰金200万円

種の保存法条の国内取引規制違反に対する罰則の引き上げが必要である。

【同上の事例】

種の保存法違反に対する罰金額は、個々の違法取引による不法な利益とのバランスという観点でも抑止力を欠いている疑いがある。

種の保存法における虚偽登録に対する罰金額は50万円以下、違法譲渡でも100万円以下である。一方、本件マダガスカルホシガメ（ホウシャガメ）は、虚偽登録を前提に、ブローカーから主犯格であるペット卸売業者への卸売価格が10頭840万円であり、小売価格は1頭200万円以上と見込まれていたという。

この観点からも、罰則（罰金額）の引き上げは必要である。

【同上の事例】

本事例において全国有数のは虫類ペットの卸売業者（法人およびその代表者）が有罪判決を受けることとなったが、その事業は途絶えることなく継続された。業として違法取引を行った者による再犯を効果的に阻止しようと思えば、条約対象種の取引業の営業に制限を加えることができるようにする必要がある。

そこで、ワシントン条約附属書掲載種（附属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ掲載種を含む）を取り扱う業（輸入、卸、小売販売等）を営む者に対し、環境大臣へ業の登録をするよう義務づけ、さらにその取引内容を記録する義務等を課すべきである。ワシントン条約関連で種の保存法、外為法、関税法等に違反した者に対しては、登録取消（営業できなくなる）、営業停止等の行政上の措置もとれるよう

規定すべきである。

【2005年：4816gのユウタンの無許可輸入、ユウタン等85点(3994.29g)の動物胆(うちユウタン31個約1500g)を法定の除外事由なく販売目的で貯蔵】

ワシントン条約附属書掲載種には、ユウタンを含め漢方薬に用いられる動植物生薬の形態で取引されるものが多数ある。しかし、それらは、トラの骨およびオスの生殖器をのぞき、種の保存法による譲渡規制の対象とされていない。

本事例ではユウタンを販売目的で貯蔵していたことが薬事法違反とされ、処罰されている。本件では密輸も摘発されているが、仮に密輸の証拠が不十分で摘発できない場合でも、法令の除外事由なしに占有していることを立証して薬事法で処罰することはできる。

しかし、ケースによっては、ユウタンの国内取引を薬事法で処罰できないこともある。薬事法上、医薬品の承認を受けている者(製薬業者など)がユウタンを販売目的で貯蔵することは合法である。そこで、密輸された動植物生薬を薬事法上の許認可を得ている業者の合法的なストックに紛れ込ませる手口に対して、国内での行為をとらえて処罰する道を残す必要がある。

ユウタンを含め、国際希少種の動植物生薬の形態に対して種の保存法を適用することが必要である。

【2006年：16点の加工象牙の無承認・無許可輸入、特定国際種事業無届出営業(象牙)】

【2006年：4,224gの加工象牙の無承認・無許可輸入、特定国際種事業無届出営業(象牙)】

本事例は無届業者による犯行であったため、国内取引に関して無届特定国際種事業の営業(50万円以下の罰金)で処罰することができた。しかし、届出業者による密輸加工象牙の国内取引に対しては刑事責任が問えない。切断された象牙は種の保存法上「特定器官」とされ、譲渡規制(1年以下又は100万円以下の罰金)の適用は除外されているからである。

そこで、全形を保持しない国際希少種の体の一部も、一定サイズ以上のものは「登録」の対象に加え、譲渡規制を適用すべきである。

【2003年：4頭のガビアルモドキの無承認・無許可輸入、4頭の密輸入したガビアルモドキの違法譲渡、4頭の密輸入したガビアルモドキを国内で繁殖した個体として虚偽登録、1頭の虚偽登録されたガビアルモドキを相当額の価値あるものと誤信させ金銭を搾取(詐欺)】

【2004年：24頭の密輸入したマダガスカルホシガメを国内で繁殖した個体として虚偽登録、2頭の虚偽登録されたマダガスカルホシガメを相当額の価値のあるものと誤信させ金銭を搾取(詐欺)】

マダガスカルホシガメの事例では、カメが繁殖したように見せかけるため、親用のカメ2頭の貸出しを受けて写真撮影していたこと、パソコン上の操作により子ガメが殻をかぶっているように見せかけた写真の作成など、登録申請にあたって提出する写真の虚偽作成が容易であることが明らかになった。ガビアルモドキの事例でも、共犯である動物園園長から以前動物園で繁殖した個体の写真を借り受け、登録申請に使用していた。

これに対して、環境省の登録を受けた登録機関は、被告人らの申請が虚偽という噂があり、注意していたものの、虚偽という証拠がなかったためこれに応じたという対応であった。登録申請にあたり、内容の真正を証明する書類を証明性の高いもの限定しない限り、本事例のような

虚偽申請を阻止することは困難である。

そこで、「登録」の要件を証明するための書類は、税関の輸入許可印のある輸入(納税)申告書に限定することを法律上明示すべきである。

資料

日本による CITES の対象となっている種の許可取引

坂元 雅行

ワシントン条約 (CITES) 事務局は、CITES 発効 35 周年を記念して、「CITES 取引データ・ダッシュボード」(計器盤) を公表した。CITES に基づく許可取引の実態を、世界レベル、各国レベルでビジュアルに概観できるツールである。

<http://cites-dashboards.unep-wcmc.org/> (英語のみ)

CITES に加盟している国々は、CITES の対象となっている種の許可取引に関するデータを事務局に毎年報告している。「ダッシュボード」では、この年次報告書のデータのうち、いくつかの項目を取り出してグラフにしている。ただし、これらのデータから CITES 全体あるいは特定国の課題がどのように読み取れるかについて CITES 事務局からのコメントはない。

「ダッシュボード」では、輸入国、輸出国の取引量トップ 10 も見ることができる。以下は、例として、生きた動植物の輸入国について上位 3 位と日本の順位を抜き出してみたものである。アメリカの輸入量は圧倒的であるが、それ以外の国でこれほど数多く「表彰台」に上がっている国は他にはなく、日本が「野生生物輸入大国」であることを再認識させる結果となっている。

	1位(数量)	2位(数量)	3位(数量)	日本(数量)
哺乳類	アメリカ (57,529)	中国 (46,389)	日本 (25,112)	—
鳥類	シンガポール (不明)	日本 (163,999)	メキシコ (123,482)	—
爬虫類	アメリカ (2,771,506)	メキシコ (469,599)	スペイン (346,643)	日本：7位 (142,500)
両生類	アメリカ (93,902)	カナダ (8,553)	日本 (7,069)	—
魚類	アメリカ (239,548)	香港 (不明)	シンガポール (不明)	日本：4位 (63,360)
無脊椎動物	アメリカ (1,112,736)	フランス (369,238)	ドイツ (156,671)	日本：11位以下
サンゴ	アメリカ (3,756,182)	イギリス (571,528)	日本 (427,860)	—
ラン	韓国 (213,454,462)	アメリカ (99,568,202)	日本 (53,366,340)	—
サボテン	アメリカ (21,190,223)	オランダ (6,309,891)	日本 (6,243,595))	—
その他植物	オランダ (75,587,559)	アメリカ (17,898,981)	ナミビア (15,000,209)	日本：5位 (1,799,603)

JTEF トラ・ゾウ保護基金について

JTEF トラ・ゾウ保護基金は、野生の生きものの立場に立ってその世界を守り、生物多様性を保全すること、そのことを通じて人の豊かな自然環境を守ることをめざして設立された非営利、非政府の団体です。

この目的を実現するための具体的な活動として、トラとゾウの生息地における保護活動支援を中心としたプログラムを展開します。

トラとゾウは、アジア、アフリカにとどまらず、グローバルな野生の生きものの世界のシンボルといえます。広大な生息地を必要とするトラとゾウを守ることは、生態系全体を保全することにつながり、それらが自然に生き続けられるようにすることは、40億年の進化のプロセスを継いでいくこと＝生物多様性を保全することになります。しかし、彼らの生存は危機にさらされて久しく、存続の機会を確保するために行動すべきタイムリミットは間近にせまっています。たとえばトラとアジアゾウは100年以内に20%の確率で絶滅する見通しとされています。

トラ・ゾウ保護基金の英名略称である JTEF は、じえい「てふ」と発音します。JTEF のロゴに描かれているチョウの古語である「てふてふ」の「てふ」です。小さなチョウも、野生の生きものの世界の一員としてトラやゾウと共にあります。そして私たちの豊かな生活も生物多様性を基盤にして成り立っています。また、「てふてふ」の羽の形∞には、地球の進化のプロセスが永遠に続き、生きものの世界が展開し続けるようにとの願いが込められています。

JTEF は、調査研究・提言活動にも積極的に取り組んでいますが、本報告書に関連するプロジェクトとしては、以下のものがあります。

○野生生物犯罪データベース (JUSTICE)

日本における CITES 違反に関する行政情報・新聞情報等を網羅的に蓄積します。そして、違反の内容とそれに対する処罰の現状の分析を行い、法執行上の課題等を検討し、改善策を示します。

○野生生物取引の法規制に関する調査研究・提言

国際的な商業利用による野生生物に対する脅威は、生息地の外側からもたらされます。その典型例は、日本の象牙取引です。このように、日本国内の消費需要が違法取引の誘引となっていると考えられる事例を調査・研究します。

- ・象牙取引やそれ以外に日本がかかわる野生生物取引の実態と問題を把握します。
- ・絶滅のおそれのある種の国際取引を規制する CITES (ワシントン条約) の政策の動向を調査・研究します。
- ・象牙など野生生物製品に対する国内法 (種の保存法) の規制等の課題を研究し、改善策を示します。



特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-4末広ビル5階

Tel: 03-3595-8088 Fax: 03-3595-8090

E-mail: hogokikin@jtef.jp URL: <http://www.jtef.jp>